

平成 27 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6 月 25 日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

平成27年6月25日〔木曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

（仮称）第6次総合計画策定事業

土地評価事業

請願第3号 憲法9条に反する「安全保障関連法案」に反対する意見書採択  
を求める請願書

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

---

出席委員（8名）

委員長 鈴木 貢 君 副委員長 伊藤 吉弘 君

委員 森 ケイ子 君 委員 福田 三千男 君

委員 古池 勝英 君 委員 稲山 明敏 君

委員 山 登志浩 君 委員 幅 章郎 君

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員 古田 みちよ 君 議員 中野 裕二 君

議員 河合 正猛 君 議員 尾関 昭 君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
議事課主幹	今枝直之君	主任	梶浦太志君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
危機管理室長	小塚昌宏君
市長政策室長	片野富男君
総務部長	佐藤和弥君
消防長	丹羽敏貢君
防災安全課長	山田順一君
地域協働課長	坪内俊宣君
地域協働課副主幹	浅野武道君
地域協働課副主幹	大矢幸弘君
秘書政策課長	松本朋彦君
秘書政策課主幹	河田正広君
秘書政策課副主幹	酒井博久君
行政経営課長	村瀬正臣君
行政経営課主幹	平松幸夫君
税務課長	石黒稔通君
税務課主幹	須賀博昭君
税務課副主幹	金川英樹君
収納課長	村田いづみ君

収納課主幹	稲 田 剛 君
総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	茶 原 健 二 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
会計管理者兼会計課長	大 倉 由美子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
監査委員事務局長	岩 田 高 志 君
総務予防課長	古 田 勝 己 君
総務予防課統括幹	谷 宣 夫 君
総務予防課主幹	高 島 勝 則 君
総務予防課副主幹	岩 田 利 光 君
総務予防課副主幹	尾 関 健 次 君
消防署長	加 藤 靖 之 君
東分署長	小 島 孝 修 君
消防署主幹	長谷川 久 昇 君
消防署主幹	斉 木 寿 男 君
消防署副主幹	上 田 修 司 君
消防署副主幹	鈴 木 昌 樹 君
消防署副主幹	花 木 康 裕 君
消防署副主幹	森 山 和 人 君
消防署副主幹	椎 葉 浩 志 君
消防署副主幹	篠 田 利 男 君
消防署副主幹	坪 内 誠 君
消防署副主幹	杉 本 恭 伸 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから総務委員会を開催いたします。

初めに、改選後、この定例会での初めての総務委員会ということで、朝から御当局、また議員さん各位、御参集いただきまして本当にありがとうございます。

そういったことも含めまして、今回、新市長さんということを含めて、新しい江南市のまたページを刻む委員会ではなかろうかというふうに思っておりますので、そういうことを含めて、また委員の皆様方のしっかりとした御審査、あるいは御当局の皆様方の丁寧な御答弁をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

初めに、市長さんがお見えになっておられますので、挨拶のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 11 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会日程でございますが、付託されております議案第 35 号 平成 27 年度江南市一般会計補正予算（第 1 号）についての 1 議案と、請願第 3 号 憲法 9 条に反する「安全保障関連法案」に反対する意見書採択を求める請願書の 1 件の請願の審査を行います。

そして、委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催させていただきます。

暫時休憩します。

午前9時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹及び副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

それでは、審査に入りたいと思います。

---

**議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）**

**第1条 歳入歳出予算の補正のうち**

危機管理室

市長政策室

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

**第2条 継続費の補正のうち**

（仮称）第6次総合計画策定事業

土地評価事業

○委員長 議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、危機管理室、市長政策室、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正のうち、（仮称）第6次総合計画策定事業、土地評価事業を議題といたします。

審査の方法ですが、歳入歳出一括に各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、市長政策室地域協働課について審査をします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

- 地域協働課長 地域協働課の該当する議案のページ数をまず御案内いたします。

議案書の15ページ、16ページをお開きお願いいたします。

歳入でございます。

下段のほうにございます19款諸収入、5項雑入、2目雑入、12節雑入で、説明欄上から2つ目、地域協働課のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、そこから2枚はねていただきたいと思います。2枚はねていただきまして、19ページ、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段、2款総務費、1項総務管理費、1目地域協働費で、地域団体支援事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 では、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

- 森委員 歳入のほうで伺いたいんですけど、コミュニティ助成金の窓口というのは、地域協働課で全部、例えば今回、防災安全課とか生涯学習課、総務予防課があるんですけども、このコミュニティ助成金の窓口というのは地域協働課でやっているんですか。

- 地域協働課長 コミュニティ助成事業には、実は8つのメニューがございます。今回お願いしております一般コミュニティ助成事業、こちらは生涯学習課のほうも今回お願いしておりますが、こちらのメニューについては地域協働課が取りまとめてやっております。今回、防災安全課、消防のほうでお願いしておりますメニューは、地域防災組織等育成事業ということで、県の所管が分かれておりまして、県の防災局のほうから照会が来るということで、そちらのほうは防災安全課なり消防のほうで取りまとめて申請をしているというような体制をとっております。

- 森委員 そうすると、それ以外については地域協働課ですけど、今回、防災安全課も含めて4つの事業が採択されたんですけど、実際には幾つ申請し

て、この4つなのかということですが。4つ申請して4つ全部通ったよということなんですか。

○地域協働課長 一般コミュニティ助成については、1つの市で2件までということで、今回、こちらのお願いしております和田区と生涯学習課のほうでお願いしております鹿子島区、2件申請して2件とも通ったというところがあります。

あと、自主防災のほうと消防のほうについては、内部で選定されたルールがあると思いますので、申しわけありません、そこまで今、お答えできない状況です。

○森委員 わかりました。

それで、きょう提案されている和田の公民館整備費助成ということですけど、140万円助成金ですけど、実際に整備事業にかかる費用というのは、内容と、それから事業費の総額は幾らになるんでしょう。

○地域協働課長 和田区の場合、事業内容は公民館に設置いたします大型のエアコン、室外機、工事費含めて一式と、カラオケ機器の購入に対する整備でございます。

金額でございますが、エアコンのほうは、エアコン、室外機、室内機、工事費、消費税込みで約143万2,000円、カラオケ機器は約4万3,000円、合わせて147万5,000円の事業費でございます。そのうち、助成金は10万円未満切り捨てということになっておりますので、140万円の助成を今回受けるものでございます。

○森委員 わかりました。

○稲山委員 1点教えてほしいんですけど、一般のコミュニティ助成事業なんですけど、通称「宝くじ助成金」といわれるものだと思いますけれど、各地区一生一回限りといった助成金でありますけれど、以前、一時、各地区から募集が多くありまして、順番待ちというか、江南市に割り当てられた件数というのは、おおむねその年度で2件というふうに聞いておりましたけれど、現在の待ち状況というか、申込状況というか、その辺、わかりましたら教えていただきたいんですけど。

○地域協働課長 平成25年に、各区長・町総代さんに、この事業を御案内い

たしましたところ、そのときには一気に6団体から申請の御希望がございまして、必要性・緊急性について審査して、なかなか順位がつけづらいということで、公開の抽せんによって1年に2団体ずつ申請をしているところでございます。今年度につきましては、宮後中区さんと般若区さんを申請していくように今準備をしているところでございます。

来年度については、宮後上区さんが申請していくということで、例年どおり2件ということであれば1件枠がありますので、来年、改めて区長・町総代さんに対して1件枠がありますというような御案内をしてまいります。そのときに2件以上ございましたら、また同じように抽せんになると思いますが、抽せんの順位が低い団体については、後年度に回っていただくというような形で進めていく予定でございます。

○福田委員 先ほど課長が8メニューとおっしゃいましたけど、メニューを教えてください。

○地域協働課長 今回、補正予算でお願いしておりますコミュニティ活動に必要な備品という整備に対する1つ目が一般コミュニティ助成事業、2つ目がコミュニティセンター、いわゆる集会所の建設に対します補助でございます。コミュニティセンター事業が2つ目。今回、防災と消防のほうでお願いしております地域防災組織育成助成事業、これが3つ目でございます。次に、青少年の健全育成に資するソフト事業ということで青少年健全育成助成事業。5つ目が、子供や高齢者等全ての方にとって優しいまちづくりを進めるための先導的な事業ということで共生の地域づくり助成事業、これが5つ目です。6つ目が、みずから企画制作する音楽・演劇等、文化芸術活動に対する助成でございます。地域の芸術環境づくり助成事業。7つ目が、国際化の推進に資する事業、地域国際化推進助成事業。こちらについては、何年か前に生涯学習課から市の国際交流協会へ助成があった実績があるところでございます。最後の8つ目が、地域資源を活用した特色あるソフト事業に対する助成事業ということで活力ある地域づくり助成事業。現在のところ、この8つのメニューがそろっております。

○福田委員 ありがとうございます。

その8つのメニューのうちで、江南市からはおおむね2件ということで理

解していいですか。

- 地域協働課長 8つのメニューのうち一般コミュニティという、いわゆる自治会さんの備品の整備、今回のような集会所の中の机を買ったりエアコンをつけたりするものが、今回、2件お願いしていると。1件は和田区さんですけれど、もう1件は生涯学習課のほうで地域の伝統的なお祭りの備品というか、器具というか、その修繕に充てる、その一件一件で2件でございます。
- 福田委員 8つのメニューがあるでしょう。そのうちのコミュニティに限っては2件なんだけど、例えば今の設備、施設をつくったり、それから青少年、あるいは子供、高齢者、そういったものが地域から要望があった場合に、それもどのように選択をして県のほうに申請するかということをやっと教えてください。
- 地域協働課長 まずは地域協働課のほうへ御相談に来ていただきたいと思います。ほかのメニューについては、基本、1市1件になっております。また市のほうで、もし複数の、ある区からこの事業、同じ事業に来れば、どちらかを申請していくと。また、メニューによっては、先ほどのコミュニティセンター事業など、愛知県で3件と決まっておりますので、さらに絞られていくという形になりますので、もし迷われた場合は、とりあえず窓口である地域協働課のほうまで御相談いただければ御説明いたしますので、よろしくをお願いします。
- 福田委員 それで、その助成金の限度といいますか、それぞれコミュニティならコミュニティは幾らまでで、先ほど10万円単位で切り捨てとかいって答弁がありましたけれども、上限はそれぞれ決まっていますか。
- 地域協働課長 先ほどお話しいたしました8つのメニューごとに金額が決まっております。例えば今回お願いしております一般コミュニティ助成事業については、100万円から250万円までということで、80万円、90万円の少額の事業については、そもそも申請できないということでございます。300万円の場合は、上限の250万円が助成と、50万円は区の持ち出しという形になります。
- 福田委員 ちなみに、施設を建設する場合はどのぐらいの、これはもちろんいろいろ難しい面もあって、県のほうで2件とか今おっしゃいましたけど、

上限はどのぐらいですか。

○地域協働課長 コミュニティセンター事業につきましては、対象の事業費の5分の3以内の額で、最高が1,500万円でございます。

○稲山委員 今の話の中で、集会所の建設に件についてなんですけれど、ちょっとこれはほかの課ともかかわりがあるのであれなんですけれど、江南市で行っている平米7万円の助成金と兼ねて、これは使うことはできるんでしょうか。合わせて。

○地域協働課長 平成24年度に実は小折東区のほうで新しい集会所をつくった折には、510万円の助成を受けております。その際には生涯学習課のほうで御相談いたしまして、市の助成メニューでいくのか、こちらのメニューを使うのかという判断で、最終的に、このコミュニティ助成事業を使ったということでございます。

市の考え方としては、コミュニティ助成事業を使った場合は、市の補助は使わずに、コミュニティ事業だけでやってほしいというところでございます。

○委員長 ほかに御質疑があれば。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 わかりました。それでは、質疑も尽きたようでございますので、続いて秘書政策課について審査をまいります。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の19ページ、20ページをお願いいたします。

上から2段目、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の（仮称）第6次総合計画策定事業及び公共施設等総合管理計画策定事業でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○幅委員 第6次の総合計画策定の事業についてお尋ねをしたいんですけれども、まず現在の第3次の基本計画と前提となる社会環境というようなもの

の大きな変化というのは、策定の上で何か認識をされて策定されるんでしょうか。

○秘書政策課長 現在の江南市の戦略計画につきましては、平成20年度からスタートいたしまして、計画期間は平成29年度で終了するということになっております。その間、市を取り巻く社会経済情勢、今、委員言われたとおり、そういったものの目まぐるしい変化、あるいは厳しい現在の財政状況とか、あとさまざまな行政ニーズ、そういったものを踏まえまして、新たに平成30年度から、総合的、中・長期的な視点に立った市のまちづくりの目標とさせていただくということで、次期の総合計画を策定するものでございます。

○幅委員 一般質問で私、させていただいたんですが、まちづくり創生の総合戦略でしたっけね、あの中で人口ビジョンに基づいた計画というふうにあったんですけれども、市の総合基本計画というのは、今のものでも人口的なもの、まちづくりの方向性ということなんですけれども、地方創生の総合戦略との兼ね合いでいくと、人口の、これでいくと平成29年度に10万3,000人という目標人口という設定がありますけれども、新しい計画では、こういった人口的な目標というのは、地方創生のほうと関係をして、設定をどのように整合性をとりながらされる予定なんでしょうか。

○秘書政策課長 人口の今後の推移、人口ビジョンのほうでございしますが、地方創生のほうで、今年度、人口ビジョンのほうを出させていただきます。そうしますことから、そちらをまずは前提に置きまして、総合計画のほうにつきましては、そちらを踏まえた上での人口の推計になるかと認識しております。

○幅委員 そうしますと、私の感想から申し上げますと、人口目標とまちづくり、都市計画ということになってこようかと思うんですけれども、大きな方向性というものは、今の基本計画とそれほど、市長さんを初め皆様方のお話をお伺いしていると、大きな方向転換というものはないのではないのかなあと、人口は別にして、認識をしているんですけれども、大きな方向性というものは変わらないんでしょうか。それとも、どこか大きく変化するような要素はあるんでしょうか。

○秘書政策課長 方向性につきましては、市長がかわったということもござ

いまして、現市長の思いとか意向がある程度反映されるものになるとは思っておりますので、次の第6次の総合計画の策定に当たりましては、現行計画のどの部分を引き続きやるかとか、新たな方策が生まれれば、そういったことも踏まえながらつくっていききたいなというふうには考えております。

○幅委員　　今、この戦略に基づいて個別の計画が進行しているものがあって、全部はちょっと調べられなかったんですけども、年次としては平成33年、平成34年までを年次としている計画も個別計画で進んでいるかと思うんですけども、これらの計画との整合性というか、その辺は、全体の新しい基本計画の年次ということも関係をして、今現在走っている個別の計画の目標年次との整合性というのはどういうふうに図っていかれるのでしょうか。

○秘書政策課長　　現行の個別計画につきましては、現在の江南市戦略計画が最上位計画でございますので、そちらを踏まえた上での個別計画の策定になっております。したがって、次期総合計画の策定の折には、まずは現行の個別計画を勘案しながら策定するわけではございますが、次の総合計画を策定した上には、そちらが上位計画になりますので、可能性としては各個別計画の修正や見直し等も必要になってくるかとは思っております。

○幅委員　　作成に当たっての予算を拝見すると、今年度で580万円強、それから来年度は880万円、そして最終的に560万円というので、合計すると2,000万円を超える金額。これが全て、いわゆるコンサルへの委託料になるのかどうかはわかりませんが、かなりの高額になるなあというのは、市長さんがよく言われる一般の市民感覚であります。今お話を伺いしていても、地方創生の総合戦略も一方であります。人口ビジョンもそちらでやるということで、大きな方向性の転換というのは余りないような、ベクトルはほぼ現在のと変わらないような気がするんですけども、その中であって3年間で2,000万円をかけて策定するというのは、市民感覚からすると、ちょっと気宇壮大というか、大きな予算だなあというふうに思うんですけども、これだけの予算がどうしても必要なのかということをお尋ねしたいと思います。

○秘書政策課長　　予算につきましては、今おっしゃいましたように、人口につきましては、当然、地方創生のほうで先行してやっておりますので、その分をまた一から次の策定のほうでやるということにはございませんので、そう

いった分は当然差し引いてございます。

あと策定に当たりましては、市単独でこういった計画をつくるのではなく、議会や市民の方も交えながらやっていくものでございます。時にはアンケート調査を行うこともございます。必要に応じたワークショップとか住民説明会、そういったものも必要かというふうに考えております。これは今後の、予算をお認めいただきましてから、何をやっていくか具体的なメニューを考えるとところではございますけど、そういったことも踏まえまして、あといろいろな各個別計画の見直しも、そういったところもございまして、そのあたりの調査・研究等も職員が一からやると相当な時間がかかるものでございますので、ある程度ノウハウを持っておりますコンサルに委託するというところで、そういったものの委託費の中にコンサル等の人件費といえますか、そういったコンサル料が含まれておるというところではございます。

○幅委員　最後に、今、アンケートとか市民の皆さんの声を聞いてというお話もありました。実りあると言っては失礼ですけれども、市民の皆さんが将来の江南市をどんな未来予想図を描いているのかということのを酌み取るような内容のアンケート、また意見交換を実りあるものにしていただきたいながら、ぜひ市民の皆さんと共有できる総合計画をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○福田委員　委託をするコンサル、ノウハウを持ったコンサルに委託されるわけですけれども、そのコンサルの選択をするのは市だもんね。その選択の仕方は、今まで、例えば戦略計画とかそういうのも、みんなコンサルにお願いをして委託されて、それをもとにしてつくっているんだけど、そのコンサルを選択するというか決めるのはどのような形で決めるのか、その選び方を教えてほしい。

○秘書政策課長　こういった計画とかの策定の委託につきましては、まずはある程度市のほうで、こういったようなことを包括したいということで、事前に参考見積もりというものを幾つかのコンサル会社に確認とりまして、ある程度の予算を決定します。予算が決まりまして、いざ委託するに当たりましては、コンサル数者を対象といたしましてプロポーザルを行います。これ

は、予算の範囲内で業者のほうがどれだけのことを、市が要望していることに対して行えるか。業者のやり方等もそれぞれでございますので、そういったところを職員の選定委員会というものを設けまして、その選定委員に対しまして業者が順番にプロポーザルを行う。企画の提案を行っていただく。まずそれを確認いたしまして、うちのほうが策定するに当たりまして、一番ベストであるという企画内容を決定いたします。したがいまして、コンサルの示す予算が一番安いところに落ちるということではございませんので、あくまでも内容を、当然、予算の範囲内ではございますが、内容を重視した業者さんに委託するというふうに考えております。

○福田委員　　ちなみに、今までのコンサル、業者は何者ぐらい、例えば戦略計画の場合、どのぐらい。

○秘書政策課長　　今回、ちょうど地方創生の関係で計画をつくっておるんですけど、その際には5者、指名審のほうで指名していただきましてやっております。

　　済みません、指名審ではない。市のほうで決定した5者に対しましてプロポーザルを実施しました。戦略計画につきましても、恐らく5者ぐらいでやったというふうには思っております。

○森委員　　ちょっと前回のを見てこなかったんですけど、例えば第5次の総合計画策定事業の委託料というのは幾らでしたか。わかんない。

　　今、幅さんから言われたけれども、むちゃくちゃ高いなあと思って。ちょっと比較をしようと思っていただけで、うっかりしてしまっ。

○秘書政策課長　　済みません、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っておりますが、そんなに感覚的には大差はなかったというふうには認識しております。また後ほどお願いします。

○森委員　　それで、この第6次の総合計画を策定していくということなんですけれども、大事なことは、現在の戦略計画についてどうだったのかという総括が大事だと思うんですよね。その上に立って次の計画をどうするかと。今だと、今の計画というのは数字が先行してしまっ、きちんと目標値を持たなきゃだめだと言ったことに対して、その目標値の立て方が何とも現実合わない立て方だったもんだから、政策評価をいろいろやっけていても、どう

もぴんどこないというのがあって、暮らしの実態に合わせた市民の暮らしですとか、あるいは江南市の状況に合った計画をしっかりと地に足をつけてつくっていかなきゃいけないと思うんで、全面的な私は見直しが必要だと思うんです。今のやり方は何方式でしたっけ。四日市大学の先生のをもとにして何とか方式でやっていますよね。そうではなくて、きちんと江南市の実態に合わせた総合計画をつくっていかなきゃいけないというふうに思うんで、その辺の策定過程で、全面的な過去の10年間の総括というものをきちんとやってほしいなあと思うんですけど、また一から人口がどうしてこうして、ああしてこうしてという、それではまずいと思うんだわね。その辺のところをちょっと考え方を聞かせてほしいなと思うんですけど。

- 秘書政策課長　　まず、現行の戦略計画につきましては、平成29年度で策定期間が終了いたしますので、これまでも各年度の事業に対しまして、行政評価等を行いながら進捗管理を行ってまいりました。その結果につきましては、市民の皆さんに参加いただいておりますまちづくり会議におきまして報告して、その後、市民の皆さんの意見を反映させながら、修正すべき点については修正するという感じで、PDCAサイクルにのっかってこれまではやっておりました。現在の戦略計画につきましては、NPM理論（ニュー・パブリック・マネジメント理論）に基づいてやっております。次の総合計画は、これをそのまま引き継ぐかどうかも含めまして検討してまいりたいと思っております。ただ、それよりも以前の総合計画は、あれもこれもやるというだけの総花的な総合計画でありましたので、いろいろ批判も受けてまいりました。したがって、今やっておるような、委員おっしゃいました目標値の関係ですね、やはりそういったものを立てる必要はあるというふうには思っております。その立て方についてもいろいろ御意見があるところではございますので、どういった目標値を立てて、それに向かった施策を考えていくのか、そういったあたりも含めて検討していきたいというふうに考えております。
- 森委員　　庁内の策定委員会というのが当然つくられていくと思うんですけど、市民参加で策定委員会もつくられていくと思うんですけど、どういう構成を考えてみえるんですか。
- 秘書政策課長　　まずは、総合計画の策定に当たりましては、一番上に議員

の皆さんとか、市民の有識者の方とか、公募の市民の方等を含めました審議会がごございますので、審議会が中心になるかと思います。それに対しまして、その下部組織といたしまして策定委員会のようなものですね、そういったものもつくりながら意見を集約していきたいなというふうに考えております。

- 市長政策室長　質問が前後いたしますけれども、今後の総合計画の進め方、おおむねの方向性ということでございますけれども、今年度4月に選挙戦がございまして、澤田新市長にかわったということで、実は澤田新市長におかれましては、4年間、8年間というようなことで、現実的な政策提案を持って市長になっておられますので、当然そういったものを反映させたような計画になってまいろうかと。ただ、江南市の総合計画でございまして、市長のマニフェストありきというような方向性ではございませんけれども、市長におかれましては、具体的なそういったプランを持っておみえになりますので、当然それが今後10年後の計画に反映されるというようなことは十分意識しながら進めていく必要があるというふうに思っております。

先ほどNPMとかPDCAとかというのは、大体10年ぐらい前に、どこの市町村もそういったことで取り組みまして、スクラップアンドビルドですとか、その当時から地域協働、市民協働ですとか、そういったキーワードが出た時代でございまして、そういったものから前の戦略計画はつくっておりますけれども、じゃあ今、環境変化がいろいろございまして、この時代に何か新しいキーワードがあるかというのと、今も引き続き地域協働、市民参画というようなことがキーワードになってまいろうかなあというふうに思っておりますので、大きな方向性としては、新しい市長さんの意向を大きく酌み取ったような計画と、当然、それを江南市の計画として将来展望を持ったようなものになっていこうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 森委員　それでいいかと思うんですけど、審議会と、それから策定委員会の、大体どのぐらいのメンバー、人数で、いわゆる市民レベルの人たちがどのくらいその中に参画できるのか。

- 秘書政策課長　まだそこまでの詳細につきましては、今後検討させていただくところでございます。

あと、先ほどの後ほど答弁の件、よろしいですか。

○委員長　　じゃあ、今やってください。

○秘書政策課長　　先ほどの森委員さんの現在の戦略計画の委託料のことでございますが、2,327万8,500円で、今回が3年間足しますと2,034万8,000円ということで、現行計画に比べますと、金額の面でいきますと300万円ほど下げさせていただきます。

○森委員　　あと、平成27年、平成28年、平成29年の大まかなスケジュールを、またちゃんと全員協議会や何かにかかってくるんだと思うんですけど、ちょっと大まかなスケジュールを教えてください。

○秘書政策課長　　まず、平成27年度につきましては、計画の構成とか、どういった項目でいくかの検討、あとまた先ほどお話も出ましたけど、どういった策定手法でいくか、そういったものの検討、なおかつ現在の社会潮流とか市の概況、そういったところの整理、あと人口や財政、そういったところの推計手法、どういったことでやっていくかの検討、あと市民の皆さんへどういった情報発信をするか、またどういう形で意見を収集していくか、そういった方策の検討等を考えてまいると思っております。

平成28年度につきましては、今度は市民の方への意向調査が始まってまいりますので、そちらのほうの項目とか、どれほどの対象の方にやるかということをやります。あと、こういった大きな計画でございますので、職員向けに研修会等も実施しまして、統一の認識のもと、策定のほうに本格的に入る年度ではないかというふうに考えております。

最後の平成29年度です。こちらは最終の計画ができてくる年でございますので、アンケートのほうの集計後の分析、今後のどのような方向性でいくかということで計画の原案を作成いたしまして、議会の皆様へお諮りするとともに、市民の方へのパブリックコメント等々を実施いたしまして、最終的な計画案の作成に移りたいというふうに考えております。

ざっとでございますが、今のところ考えているのは、そういったような流れでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長　　よろしいですか。

○山委員　　この策定に当たって審議会で市議会議員も含めてという話でしたが、この審議会に限らず、ほかの附属機関でもそうなんですけど、市議会議

員をそこに入れるということについては、ちょっといかなものかなと思うんですけど、これは皆さん、議員の間でも話をしなきゃいけないんですけど、その点はどうお考えですか。

○秘書政策課長　現在の市の考えといたしましては、議員の皆さんも同じく入っていただいて、当然、市民の皆さんの声を反映されると思っておりまので、同じ土俵の場で、市民の方もお見えになります。そこに議会の方もお見えになって、同じテーブルの上で有識者の方も交えて議論するということは、効果があるのではないかというふうには考えておりますが、また今後のそういった審議会のメンバーの構成につきましては、今お話があったようなことについては、市のほうといたしましても、今後、議会のほうとも相談させていただきながら考えていきたいというふうに考えております。

○山委員　公共施設の、いいですか管理計画のほう、質問。もう1個。総合計画の話はもう終わって……。

○委員長　相前後しますが、総合計画について他の委員さんで御質問ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　いいですか。それじゃあ、どうぞ。

○山委員　じゃあ、この公共施設の管理計画のほうについてちょっとお尋ねしたいんですけど、本会議の議案質疑でもありましたけど、耐用年数の話が出てきておりましたが、当局の認識としては、耐用年数というのは、建物、箱物の寿命という認識なんでしょうか。耐用年数というのは、税金を計算するための一つのものだと私は思っているんですけど、この点についての認識をお尋ねしたいと思います。

○秘書政策課長　耐用年数の考え方でございますが、例えばこういった鉄筋コンクリートの市の庁舎のようなものでございますと、おおむね50年程度と言われております。とはいうものの、50年たったら耐用年数が来たから役所が崩れてしまうかといいますと、そういうわけでもございません。ですから、何年もつかというところでございますけど、一つの目安として、50年ないし、ほかの施設によっては40年とか、そういったものもございます。そこを踏まえまして、そのときですと、通常の方法でいきますと、建てかえが必要に

なるという考え方があります。そういったときに、この公共施設の管理計画の中では、現在ある箱物が、将来、耐用年数を迎えたときに、建てかえるとすると費用が各年度大体いかにほどかかるかというのの推計をしていきたいというふうに考えております。

○山委員　私、建物のことは、そう別に詳しいわけじゃないんでわからないんですけど、耐用年数イコール寿命じゃないと思うんですよね。長寿命化とか耐震化とかやっていますので、その辺、耐用年数が来たから壊すとか、その施設を廃止するという事ではないと思うんですけれども。

○秘書政策課長　今、委員おっしゃったとおり、耐用年数が来たから壊して作り直さなければいけないかということ、そうでもないものですから、まずはそういった前提のもとに、今後、いかにどの財源が必要であるかということがわかりますので、そのときに市民の皆さんや議員の皆さんとの相談の中で、そこで建てかえるのではなくて、もう少し大規模改修等をして施設を長くもたせるとか、今後の再配置の方向になっていきますけど、施設の利用状況とか、そういったものを踏まえて統廃合とか、そういった話も出てくると思います。その一つ目の目安として、耐用年数に基づく費用の必要性を考えたいなというふうには考えております。

○山委員　この総合管理計画というのは、その後に再配置計画だとか、次の計画、方針をつくるための一つの材料というんですかね、そういうものになると思うんですけれども、これは市民に対してはいつごろ、どのタイミングで示してくんですか。この管理計画をつくるときは、市民を交えてとか、先ほどの審議会だとか策定委員会みたいなのはないんですよね。

○秘書政策課長　こちらの策定過程におきましては、市民の方に入っていたくような組織のほうは考えてはございません。まずは市といたしまして、こういった箱物と言われますものとかインフラ等、そういったものがどれだけあるかということをもっと現状把握して、ある程度、今後はこういった方向性でいきたいというところまではお示ししたいなと思っております。今、お話もありましたけど、今後、その後の再配置の計画につきましては、当然、市民の方を交えた検討委員会等を組織しながら考えていきたいと思っておりますので、まずは市のほうでこちらの策定を進めてまいります。

今年度いっぱいかかって策定をする予定でございますが、途中途中の経過につきましては、こういった委員協議会とか、全員協議会とか、そういった場をおかりしまして、議員の皆さんには中間報告という形でお示しをしていきたいなというふうには考えております。

○委員長　それではほかに。

○森委員　今の公共施設等総合管理計画ですけれども、国の指針があつて、言ってみれば江南市はその指針に沿ってやるということで本会議での答弁もあつたわけですけど、もう一遍はつきりさせていきたいですけど、実際に対象となる施設というのは、箱物を対象にするという話でしたけど、どのくらいあつて、1,100万円という、これもかなり高額な委託料になるわけですけど、どういうふうに調査が行われていくのか。例えば道路とか橋とか、そういうものは今回の対象にはならないということで理解してよかったですか。

○秘書政策課長　こちらの計画は、公共施設等総合管理計画ということでございまして、ちょっと言葉足らずでございまして、この「等」のところに箱物以外にも、道路とか橋梁、あと水道や下水、そういったインフラ関係も含めて把握をしていきたいというふうに思っております。

公共施設等につきましては、今、固定資産台帳のほうの整備も進んでおるところでございまして、そういったところの情報とリンクさせながら把握したいというふうに考えております。

あと、また個別に、各所管課のほうで、橋梁や道路、水道や下水についても管理しておりますので、そういったところの情報も集約して、一元的に把握をしていきたいなというふうに考えております。

○森委員　そうですか。本会議で聞いていたときには、今の「等」のほうについては、長寿命化の今やっている、それでいくんで、対象は箱物、今回の対象は箱物だというふうに聞いちゃったんですけど、そうではない。

○秘書政策課長　改めて説明させていただきますけど、今回の公共施設等総合管理計画につきましては、箱物、インフラ全てを把握いたします。来年度以降に考えております公共施設再配置計画、そちらのほうでは箱物の再配置を計画していくものでございます。道路や橋につきましては、既に長寿命化計画、道路ストック管理のほうとか、そういったあたりの計画がございまして

ので、そちらのほうを生かしていくという形で考えております。

- 森委員　　そうすると、今回やる公共施設等の管理計画を策定するということの具体的に内容ですけれども、何年にできて、利用状況がどうでという現状をまず把握するということと、現状把握と、そこの施設の何が問題かという問題点までをはっきりさせていく。その先の今言われた、じゃあどうするかということについては、この計画の中には入らない、現状把握だけだよということですか。
- 秘書政策課長　　まず、現状把握はさせていただきまして、今後のある程度の方向性までは、この管理計画の中で示していきたいと考えております。例えば、これも例でございますけど、議会の中でもありましたけど総面積ですね。総面積はふやさない方向でいくとか、そういったことをですね、そのためには新規でもしつくるのであれば、統廃合とあわせながらやっていくとか、そのあたりの考え方をまずはこちらの管理計画でつくります。再配置計画のほうで、そういった考え方に従いまして、実際にどの施設をどうさせていただくか、そのあたりを検討していくことになります。
- 森委員　　その対象となる施設というのは、例えば江南市が一部補助金を出している、さっきからちょっと議論がある地元の公会堂ですとか、あるいは学供の会館ですよ、地元管理の会館だとか、そういう江南市が若干でも費用を負担したと、出したというところについては、全て対象になるんですか。
- 秘書政策課長　　公共施設というところの範囲ですけど、あくまでも江南市立の施設を考えております。したがって、学供につきましても、現在、一部指定管理でお願いしているものもございまして、江南市立の学供につきましても、今後の再配置計画の対象になるとは考えておりますが、お地元のほうでつくられている公民館や公会堂ですね、そういったものにつきましても、市のほうの考え方の中には含んでおりません。
- 委員長　　じゃあ、そういう御答弁でよろしいですか。
- 森委員　　あとは財政の問題ですけど、これで計画をつくる過程では3年交付税措置があるよと。その後の例えば処分をするだとか、そういうことだとか場合によっては建てかえだとか、そういうようなときには、10年間にわたって地方債の対象になるということではないんですか。除却だけですか、対象。

○秘書政策課長　　まず、現在の総合管理計画の策定につきましては、国のほうから特別交付税が措置されます。2分の1措置されます。これは国のほうから、平成28年度までにつくった計画にのみ適用すると言っておりますので、本市におきましては今年度つくりますので、交付税の対象となります。

その後でございますが、この管理計画に基づいて施設を取り壊す場合、本来、除却に対しては、こういった地方債とかを借りることが難しかったとは思いますが、今回はこの管理計画を踏まえた上での除却に当たりましては、地方債が充当率75%ということできます。これが、去年の総務省の要請から、当分の間、除却債を認めると言っておりますので、これがいつまで続くのかというのは、今後、情報収集しなければいけないとは思っておりますが、今のところ国のほうは、何年度をもってこういった措置をやめるといようなお話は聞いておりませんということでございます。

○森委員　　そうすると、除却だけが対象。

○秘書政策課長　　国のほうも、昨年こういった要請をして、各自治体が今後いろいろやっています。そうした中で、除却にあわせて、当然、統廃合して新たな建物をつくるというときにおきまして、そういったところに対する財政措置ですね、そのあたりも国のほうでは考えているかとは思いますが、まだ今後、こういった新たな方向性が出てくるのかというのは、今、アンテナを張っているところでございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかにありませんか、質疑。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　　では、質疑も尽きたようでございますので、続きまして危機管理室防災安全課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○防災安全課長　　それでは、防災安全課の該当します議案のページ数を御案内いたします。

議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の13款国庫支出金、4項国庫交付金、1目総務費交付金、1節総務管

理費交付金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）でございます。

はねていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

最上段の14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金、再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金でございます。

続きまして、同ページ下段の19款諸収入、5項雑入、2目雑入、12節雑入のうち、防災安全課分のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、19ページ、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段やや下の2款総務費、1項総務管理費、5目防災安全費で、自主防災組織運営事業から、はねていただきまして、21ページ、22ページ最上段の放置自転車対策事業まででございます。

なお、別冊の平成27年度6月補正予算説明書資料の9ページに、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金対象事業に関する内容と、はねていただきまして10ページには、（仮称）布袋駅西一時自転車等駐輪場位置図を掲載させていただきました。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　今回、防災安全課のほうは議案質疑でかなり出ましたものから、聞くことはそうないんですけれども、この中で1つひっかかることがあるんですけれども、太陽光発電及び蓄電池システム設置事業ということで、野下議員と東議員が質疑されていたんですけれども、再度、工事内容の金額をもう一度お伺いしたいんですけど。

○防災安全課長　総工事費でございますけれども、総工事費が2,572万6,000円でございます。

〔発言する者あり〕

○委員長　明細は出ますか。

○防災安全課長　本会議の議案質疑の中でも一部答弁させていただきましたけれども、工事費総額のうち、主要機器類の価格といたしまして、太陽光パ

ネルが……。

- 森委員 委員長が言ったのは、明細が出るか出ないかと言ったの。
- 委員長 それを要するに印刷に付してということやね。そういうものが出るかどうかということだけど、今、そういう委員さんから。
- 防災安全課長 建築課に積算をお願いした部分であれば、後ほど配付は可能かと思っております。
- 委員長 暫時休憩します。

午前10時45分 休 憩

午前10時58分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第35号議案の質疑に入る前に、傍聴の取り扱いについて皆様にお諮りしたいと思っております。

当委員会への傍聴の申し出がありましたので、傍聴については委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっておりますので、傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長 御意見もないようでございますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

続きまして、先ほどの危機管理室防災安全課の質疑について、引き続き審査を行います。

じゃあ、当局答弁から。

- 防災安全課長 最初におわびを申し上げます。休憩前に総務課の明細ということで私申し上げまして、答弁を訂正させていただきます。申しわけございませんでした。正確に申しますと、見積もりを出した段階の議案質疑で出ました内容の明細につきまして、印刷ができ次第、委員の皆様方に配付をいたしますものですから、この場ではちょっと復唱となり恐縮でございますけれども、持ち得ている数字をまずは答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

総額は申し上げましたとおりでございますけれども、総額のうち主要な機

器類の価格といたしまして、太陽光パネルが540万円、蓄電池ということでございますけれども、これは屋外収納箱を合わせまして850万円、その他の電気工事費が640万円、合計で約2,030万円。

なお、機器類以外では労務費等ということで、540万円を計上しております。以上でございます。

○伊藤委員　今ちょっとお聞かせいただいたんですけれども、この中で、東議員も言われていたように、蓄電池が、側が150万円、中が700万円ということで非常に高額なんですけれども、実際、この蓄電池というとバッテリーということなものですから、次の当然更新時期があるんですけど、その時期はいつごろを考えてみえますか。

○防災安全課長　時期という御質問でございますけれども、メーカーによってさまざま表現はございますが、おおむね一応7年から10年ということで想定しております。

また、参考にパナソニックの場合には、時期ではなくて充放電の繰り返しが1万回という表現をメーカー表示として使っておるところもございます。

○伊藤委員　そうしますと、7年から10年で更新ということで、太陽光パネルは実際、25年から30年ぐらい使えると思うんですけれども、そうすると蓄電池はかえないかんという形になります。そうすると電気料が当然、太陽光パネルを入れますと、その分削減されるわけですけども、その辺の試算というか、1年にどのぐらい電気料が削減されてくるという試算はされていますか。

○防災安全課長　年間で18万円程度の削減が図られるものと現在想定しております。

○伊藤委員　そうすると、年間で18万円、10年たっても180万円ということになりますね。次に蓄電池をかえると、これは幾らになりますか。

○防災安全課長　現段階ではお答えすることはなかなか困難だと思いますが、これから家庭用等で普及が図られれば、現在の値段よりは、半額程度には落ちつくのではないのかなあというふうに想定をしております。

○伊藤委員　確かに地球環境にいいということで太陽光パネルを導入するわけですけども、どうしても考えてみると蓄電池が非常に高価なものですか

ら、採算が合わないなあということで、特財で全て補助という形になるんですけれども、何か腑に落ちないという気がいたします。

そうしたことから、今後、消防とか福祉センターに導入されるというんですけれども、そのところもちょっと考えていただいて、後々の経費を考えると、電気料が浮く試算を考えますと、どうしても蓄電池のほうが高価なものですから、割が合っていないかなあという私は気がするものですから、そういうことも今後考えていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、私がずっとしゃべってしまっただけで申しわけないんですけれども、乳児避難所の資機材の整備事業という中で、これも防災資機材がこの前、議案質疑の中でいろいろ、発電機とか、照明とか、拡声器とか言われたんですけれども、その下に防災用井戸というのがございますけれども、その辺のところの58万4,000円ということで、どういったような形でつくられるかということをお聞きしたいんですけど。

○防災安全課長 井戸は既に手動ポンプ式のものが短大にございますので、その井戸の経路を使いまして、今回は電動式、イメージといたしましては小学校の防災井戸をイメージしていただければ委員の皆さんにわかっていただけるかなあと思うんですけれども、そういった形で非常時に発電機と、モーターをつなぎまして、手動ではなくて、手こぎだけではなくて、モーターによって生活用水をくみ上げるというような設備も準備しようというふうにご検討しております。

○伊藤委員 それと、もう1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、放置自転車対策事業の中で、使用料の計算は、この前、議案質疑の中でよくわかったんですけれども、あと工事請負費の中の整備工事費ということで43万2,000円が計上してございますけれども、これをちょっと、よくわからない部分があるものですから、その辺のところの整備の内容をお知らせください。

○防災安全課長 整備費の明細ということでございますけれども、1カ所まですべて照明設備ですね、新しいところに照明設備を1カ所と、お隣が、これも皆さん御承知かと思うんですけれども、既に市営というんでしょうか、市でお借りしておる自転車置き場がございまして、それと並行してとい

うんでしょうか、同じような形で並ぶように間仕切りを取る費用が主な費用でございます。

○伊藤委員　　そうしますと、照明設備は幾らぐらいになるんですか。

○防災安全課長　　税抜きで8万2,000円程度でございます。

○伊藤委員　　残りは下の舗装という形、砂利という形ですか、下は。

○防災安全課長　　舗装は既にしてございますので、最低限の下は養生ということで、従来、駐車場として使ってみえた経緯もありましたんで、車どめを撤去するというところが地面の部分の直しとしては発生するというふうに思っております。

○伊藤委員　　そうすると、43万2,000円なんですけれども、どこにお金がかかっているかなあとちょっと不思議に思うんですけれども、照明が8万2,000円ということで、あと間仕切り部分というか、ちょっとその辺のところがいまいちわからないんですけれども。

○防災安全課長　　間仕切りのパイプの打ち込みですね、アスファルトのところに打ち込んで、こちらがまずパイプの単価が12万円程度、ロープが2万6,000円程度、それにかかる設置費が6万5,000円、全部税抜きでございますけれども、そこが大きなものかなと思っております。

○伊藤委員　　パイプが非常に高価で、それにかかる設置費用ということでございますね。かしこまりました。

○山委員　　放置自転車対策ということで、300台収容ということでお伺いしておりますが、現時点でも、議案質疑でもありましたけれども、百数十台の不法駐車で、多分それが完全に流れてきて、こちらにおさまってくれればいいと思うんですけど。一方で、土地区画の整理事務所がありますよね。事務所の裏にも民間の有料の駐車場がございますよね。ああいうところも含めて、多分3カ所は有料駐車場があると思うんですけれども、そういったところに対しては、今回こういう300台収容のものを増設するとか、あるいは御近所さんとかには、そういうお話はされているんですかね。

○防災安全課長　　設置するに当たりまして、お地元の区長さんには少しお話をさせていただいた経緯がございます。

○山委員　　百数十台が、今、不法駐車されている。300台今回入るところに

流れていって、なお百数十台あるんですけれども、民業圧迫というんですかね、そういうところは検討されていますか。

○防災安全課長 現状の駐輪場が、本当に詰め詰めというんでしょうか、すごい状態に入っておりますので、今使ってみえる方が恐らく、隣の駐輪場しかりですけれども、新しい土地がというんでしょうか、とめられるところが出てくれば、少しはそちらにも流れるという線もありますので、議会の中ではあくまでも外に出ている台数を申し上げただけでございますから、全体的に少し余裕を持ってとめられるのではないのかなというふうに思っていますので、民業圧迫までには至らないのかなというふうに考えております。

○山委員 既に、おさまっているとはいえ、大変窮屈でいろいろ問題があるので、そういった部分も解消されるということで300台というふうに理解しておきます。

ちょっと前のページの例の乳児避難所の問題ですけれども、福祉避難所というような位置づけになろうかと思うんですけれども、私、まだ勉強不足で余り詳しいことはわかりませんが、乳児のみを対象とした避難所というのは、恐らく近隣の自治体などでは聞いたことがなくて初めてだと思うんですけれども、こういう乳児避難所をつくろうという発想はどこから出てきたんですか。何かそういう議論はあったんですか。

○防災安全課長 江南市が既に短大さんと平成26年5月に包括的支援協定、連携協定を締結した後、乳児避難所となる前に子育て支援センターというような考え方も当然あったわけなんですけれども、その協定の中で、昨年、その協定を結んだ後、短大さんのほうが文科省さんのほうの学校施設の防災協力強化プロジェクトというところの補助、助成の申請をされまして、そちらの中で江南市地域子供防災協議会という協議会を立ち上げられました。その中で私も委員であったりとか、ほかの教育課長であったり担当課長さんが入られまして議論を進めていく中で、乳児避難所という発想が生まれたものでございます。

○山委員 今回、いろいろ備品を購入されるようですが、食料だとか、ビスケットだとか、粉ミルクだとかという話が出ていましたが、賞味期限があると思うんですけれども、今回は公費で措置するんですけど、いずれ更新して

買いかえなきゃならないんですが、その点はどういうふうにするんですか、費用負担の問題。

○防災安全課長　この予算を認められたという想定でお話をしますけれども、この後、そういった個々の備品とか消耗品について、原則的には短大さんかなあと思っておりますが、市のほうと協議をしていく必要があるかなあというふうに思っております。

○山委員　またちょっと戻って申しわけないんですが、太陽光発電のパネルの関係ですけど、蓄電池は7年から10年なんですけど、太陽光のパネル、上の屋上に設置されるんでしょうけど、それは大体これぐらい使えるとか見通し。

○防災安全課長　先ほど伊藤委員のほうから30年ぐらいというお話、投げかけがございましたけれども、当方で把握しておりますのは、15年程度ではないのかなあということで、メーカー推奨ということで、ただ使えることは使えるのではないのかなあというふうに思っております。

○山委員　太陽光のパネルも、あるいは蓄電池も、つけることまではできるわけですね、県からの財源を活用する。それをつけて以降、メンテナンスだとか、ちょっとした補修だとか、そういうものについてはどれぐらいかかるんでしょうか。

○防災安全課長　まだちょっとメンテナンスのところまで深く踏み込んで、まだつけるかどうかという今お話でございまして、詳しく調査までには至っておりませんが、基本的にはスポットということで、壊れたときですね。ふだん、ディスプレイも用意されておりますもんですから、需要と供給状況がディスプレイで目視できますので、異常値が出た場合にはスポット修理ということで、そのときに修繕していくのではないのかなあというふうに考えております。

○稲山委員　太陽光発電の件で1点、質問というか、確認というか、あれなんですけれども、この太陽光発電、これは庁舎で全部、昼間使われて、売電の関係はどういうふうになっておるのか。全く庁舎内で使ってしまうおるのか、売電でお金が幾らか入る予定になっておるのか、まず1点それをお聞きしたいと思います。

○防災安全課長　この補助につきましては、売電は認められておりませんので、防災センター内で消費をする計画でございます。

○稲山委員　だとすると、通常、投資目的でやっておるものに関しては、そういった利益で、最終的にその施設が終わるといふか寿命が来たよといったときの撤去費用だとか、それに充てることはできるんですけど、せんだって新聞にも載ってございましたけれど、一気に廃棄処分が出てくるだろうといった懸念が今されております。そうしたときに、江南市においても一緒のことが言える。これだけつけてくると、20年、25年先というのは、撤去するお金、それからまた廃棄するお金、こういったお金が非常に市にのしかかってくると本当に懸念するわけですけど、こういったことを考えておられるのか。ただ県の補助金が100%出るからつけていくんだといった考え方はちょっとおかしいんじゃないかといった気もせんでもないですけど、その点、いかが考えておられるか。

○防災安全課長　1つ答弁訂正をさせていただきます。売電はいけるんですけども、10キロということで、電力が当然、防災センターで使い切ってしまう程度の発電能力しかございませんので、認められないのではなくて、使い切ってしまうという答弁に訂正をさせていただきます。

後段の部分でございますが、ただいまの質問でございますけれども、先ほど少しこちらもお話を差し上げましたけれども、環境面に考慮した先進的な設備、事例ということで、公共施設に導入することによって、このシステムが将来的に、今、ちょうどおっしゃられた10年後、20年後にシステムそのものが開発されれば、先ほどのような懸念とか課題等もある程度緩和されるという可能性もございますし、今のつけかえの費用であったりとか、ソーラーパネルそのもの、蓄電池そのものの単価も下がる可能性もございます。まずは、そうした低炭素化社会の推進ということを目的に市としては導入したいという方針でありますので、よろしく願いいたします。

○稲山委員　蓄電池とかパネルとかいった値段は確かに下がってくるかと思っておりますけれども、廃棄といふか産廃のお金というのはどんどん上がっていきまますので、まず下がることはないと思うので、その辺を十二分に考慮していただいて今後の計画を立てていただきたいと思いますと思っております。

もう1点、乳児避難所資材の整備事業でございますけれど、これは愛知江南短期大学に設置するということでありますけれど、今後、ほかにこういったもの、設置事業は考えておられるか。江南市中の乳児がそこに集まるということはまず考えられない。ですから、極端なことを言うと、北部にあって、南部にもう1つつくるんだとか、そういった計画性はあるのか。

○防災安全課長　乳児避難所というのは、小・中学校で言われているような一時避難所というんでしょうか、本当の地震用の避難所、風水害の避難所とは違って、最初にまずそういった、いわゆる地域防災計画上の避難所というところに行かれた後、乳児でも当然そこでお世話ができるというのか生活ができる方であれば、そこにとどまっていたいただいてもいいですが、万が一そういったいい環境にあれば、さらに江南市の安心・安全につながるということで、今回の発想が出ております。ですので、100人程度、保護者も100人程度、合計200人程度ということで考えておりますので、今のところはふやすまでの計画には至っておりませんが、今の短大の乳児避難所の運営体制等々をまずは強化していくというのか、明確にしていくことが肝要ではないかというふうに考えております。

○稲山委員　要望ということではありませんけれど、100人・100人ということでもありますけれど、これから子供をふやす施策とかいろんなことを考えておる中で、もうちょっと人数的に、そういった避難所を確保していくことが、地域性も含めて必要だと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○森委員　今の乳児避難所ですけど、実際私、この前の東日本大震災のときに、保健師さんとか助産師の方の体験を聞いて、生まれたての赤ちゃんをどうそれこそ命を救うかということで、すごく大奮闘されたんですね、助産師の人たちが。自分の助産施設を開放して、生まれたばかりの赤ちゃんとか産婦さんを受け入れて、そこでそれこそ1週間とか面倒を見て、それで本当に命が救われたという話を聞いているので、こういう施設をつくっていくことはすごく大事なことなんですけれども、災害というのはいつ来るかわからないわけで、実際に100人、本当かよと思うんですけど。100人というレベルでいったら、すごい数なんです。そのスタッフというのが、また

すごくたくさんいるわけですよ。だから、ここに避難所ができるということよりは、それをできる、この避難所を使って訓練が大事かなあというふうに思うんです。この場所を使って、いざというときに市内の看護師さんや、助産師さんや、そういう人たちとの連携がどういうふうにとれていくかというようなことを今からやっていくことが大事だなあと。だから、せっかくキーに短大がなっていただけですから、江南短大としっかり連携をとって、それをやっていただけることが大事なんじゃないかなあと。私は乳児100人なんていうのは、とてもそんな規模では無理だというふうには思うんですけど、そんなふうに要望しておきます。

それで太陽光発電の関係なんですけど、この太陽光発電で対応できるのは、そうたくさんじゃないよと。だから、実際にはパソコンなんかの程度のことしかできないよという話でしたけど、実際の災害が起きたときに、防災センターは発電機も持っているわけですよ、自家発電を。それで、これ両方合わせると、どのぐらい対応できることになるんですか。

○防災安全課長　最初に既設の今既にある発電機でございますけれども、こちらにつきましては、平成22年に整備をいたしまして、同報系防災行政無線であったりとか、Jアラートであったりとか、同報系そのものは、それぞれ躯体に一個一個バッテリーを持ってまして、これが24時間以上。今の既設のものにつきましては、災害対策本部の照明であったりとか、防災安全課の照明であったりとか、そういった本当に防災安全課が最低限機能する、災害対策本部が最低限機能するという見越した上で、燃料が一応軽油を使いまして、使い切るまでに24時間以上と。24時間以上が、まず目安でございます。当然、昼間は使わないので、もっともつのかなあというふうには思いますけれども、24時間以上ということで設計がされております。

なお、今回、新たに整備をしますソーラーにつきましては、設計でございますけれども、パソコンが9台、プリンターとコピー機が1台、防災無線機、トランシーバー型の無線機15台、電話が防災安全課の8台、あとテレビとかプロジェクター等々で、こちらにつきましてはおよそ、これで大体14キロワットになりますもんですから一晩はもつということで、朝、当然曇っておりますも充電はできますもんですから、継続的に寿命があれば使えるのかな

あと。いわゆる電子機器類等につきましては、ずっと使い続けられるのかなあというふうに考えております。

○山委員 答弁は要りませんので、一言意見を申し述べさせていただきます。

この太陽光発電と蓄電池の問題ですけれども、4年前に東日本の震災で原発事故も起こって、それ以降、エネルギー政策のあり方について見直しが行われて、私たちもエネルギーの問題は自分たちの問題だということで積極的に議論するようになりまして、そういう流れの中で再生可能エネルギーの普及ということで、国の方針ということもあって、今回、こういう県を通してお金がおりてくるわけでありまして、それで自治体として新しいものにお金がかかってもやらなきゃいけない、先進的に取り組んでいかなければいけないということはよくわかるんですが、先ほど答弁の中に、環境に優しいですとか、低炭素社会を実現するというふうにおっしゃったんですけれども、原発の問題でも、福島事故が起こる以前は安全だとか、絶対に震度7でも大丈夫だというようなことが言われていてもああいう状況になっていますので、再生可能エネルギーという今いいイメージが皆さんそれぞれあると思うんですけれども、国が言っているからとか皆さんが言っているからということで、それを盲目的に信じるのではなくて、再生可能エネルギーについても、不断の検証が必要ではないかなあというふうに思っています。

太陽光じゃないんですけれども、風力発電ですかね。この地域にはほとんどないんですけれども、風力発電の風車が回っている近くのところでは健康被害について報告されておりますし、再生可能エネルギーだからどんどんどんどん、原発よりはいいですけれども、やっていっていいとか、余り盲目的に信じないということが大切かなあと思っています。

一言で言うと、きょうの議論、皆さんの議論も含めて聞いておりましたら、ただより怖いもんないんじゃないかなあと思いますので、その辺をぜひ重く受けとめていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして総務部の行政経営課について審査をいたしたいと思っております。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○行政経営課長　それでは、行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の15ページ、16ページをお願いします。

中段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成27年度6月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

一般財源調べでございますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　確認だけ。これで4億6,318万3,000円ということですけど、大体、残りが幾らで、もう決算が最終済んできているかと思うんですけど、次の平成26年度分の見通しというのはどのぐらいあるんでしょう。

○行政経営課長　まず平成26年度の、まだ決算は終わっておりませんので、大まかな数字でお願いいたします。今の見込みでございますけれども、財政調整基金の残高が20億7,100万円程度でございます。これが年度末でございますので、ここから今の4億6,318万2,000円ですね、トータルの数字を引かせていただいた数字でございます。

○森委員　それで、それこそ平成26年度の見込みは、繰越金の半分を財調に積むということになっているわけで、大体繰越金の見込みはどのぐらいなんですか。かなり出たんじゃないかなあと思ったんですけど。

○行政経営課長　まだちょっと数字のほうはお示しできませんけれども、一般質問の部長答弁におきましても、昨年度並み、昨年は10億円ございましたので、今、その程度の見込みはしておりますので、その2分の1は基金のほうに積みたいというふうに考えております。

○森委員 直接、今の基金の関係ではないんですけど、今回、土木費の関係で、社会資本整備総合交付金というのが物すごい減額になってきていると思うんです。約1億3,000万円の減額が出てきているんですけど、これって財政のほうではつかんでみえると思うんで、理由とかね。

○総務部長 今、森委員からの御質問ですけれども、社会資本整備総合交付金、これはいわゆる6年間で江南市へ交付されるもので、詳しくは都市整備部のほうを中心に6年間の計画をつくり、その中で国が、江南市だけではなくて全国的なベースを見ながら調整をしているものでございますので、基本的には10分の4を目安に来るという形でございますが、その中で年度年度、各団体の状況がありますので、詳しくは都市整備のほうでお尋ねをいただきたい部分でございますので、お願いいたします。

今、10分の4と申し上げましたけれども、10分の5.5でございます。失礼いたしました。

○委員長 それでは、ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、行政経営課の審査を終わりたいと思います。

続きまして、税務課について審査をいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いたします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして説明させていただきますので、議案書の9ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正、中段にあります2款2項徴税費、土地評価事業でございます。これは、土地評価設定業務委託の契約が確定いたしましたので、総額及び年割額の変更をするものでございます。

それでは、はねていただきまして、議案書の21ページ、22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段にあります2款2項1目税務費、右側説明欄の土地調査評価事業の82万7,000円の減額補正でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしいですか。質疑もございませんということで、この審査は  
終結したいと思います。

続きまして、消防本部総務予防課について審査をいたしますので、お願い  
いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○総務予防課長　それでは、総務予防課が所管いたします補正予算につきま  
して御説明申し上げます。

歳入でございます。

議案書の15ページ、16ページをお願いいたします。

下段にございます19款諸収入、5項2目雑入、12節雑入、括弧書きで総務  
予防課、コミュニティ助成事業助成金でございます。

続いて、歳出でございます。

議案書35ページ、36ページをお願いいたします。

9款1項消防費、上段にございます1目総務予防費でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○古池委員　36ページの49万円、女性消防団員の被服等貸与、これの内容に  
ついて教えてください。

○総務予防課長　内容でございます。女性消防団員の活動服上下、そして女  
性消防団員のTシャツ、そして帽子、制服のベルトと、今回、コミュニティ  
助成金にかかわる女性消防団用の安全靴、半長靴ですね、半長靴も含んだも  
のでございます。合計49万円でございます。以上でございます。

○古池委員　何人でしたか。

○総務予防課長　17人分でございます。現在は16名の女性消防団員が所属し  
ております。

○古池委員　それ以外に、例えば今の消防署の施設で修理とか、これはちょっと質問になるかどうかわかりませんが、そういうことについては何かやられましたか。例えば女性用の更衣室から、例えばトイレとかいろいろ。

○総務予防課長　現在はそういった計画はございません。将来的に女性消防職員が採用になった場合には、そういったことも考えて計画していかなければならないなど考えております。よろしく申し上げます。

○稲山委員　1点お聞きします。

デジタル無線受令機等の更新事業、分団車両に13台ある今の受令機の更新だというふうに聞いておりますけれど、この更新される時期というの、アナログからデジタルに変わるということですので、多分、一定の余裕期間はあるのかもしれませんが、受信ができるできないということを含めてお聞きしたいんですけど、その更新時期、その余裕期間というか、変わった後、以前のものは全く聞こえなくなるのか、その辺についてお聞きします。

○総務予防課長　現在、共同運用は、運用開始が平成28年4月1日というのは委員御存じだと思います。2月1日から準備段階として運用開始を事前に行いますので、それに間に合うように今回、受令機を配備しようと考えております。

そして、以前のアナログ無線の関係なんですけど、これは平成28年5月いっぱいまで、全国波というのを有効にしなければいけないということですので、その間、重複する期間がございます。よろしく申し上げます。

○稲山委員　わかりました。

○森委員　さっきの女性消防団の関係ですけど、17名と聞いていて16名ということなんですが、そのことと、実際に女性消防団の方はどこで、それぞれの分団に配備されちゃっているのか、17人が一緒に行動できるようになっているのか。

○総務予防課長　こちらのほう、女性消防団員は各分団には所属しておりません。本部づけとして17名の枠組みで考えております。現在は、17名枠がありますが、16名の御希望ということで採用しております。

そして、御質問の中でどのように活動するかという御質問だったと思いますが、現在、4月発足から既に春季訓練等を実施しまして、先日、5月31日

の尾張水防の訓練でも、そういった女性消防団員の活動の場を皆様方に見ていただくということで、避難訓練、受付、給水場所、そういったラッパ隊というところにも女性消防団員が頑張って活動しておりますので、よろしくお願ひします。

- 森委員　　だとすると、さっき古池さんが言われたように、女性の方々が活動しやすい環境づくりというのは必要だと思うんで、これは早急にやっていただく必要があるかなあと。きのうか、おとといか、いつかの新聞で、よその静岡かどこかのほうの女性消防団、必要ないとかいう記事が載っていて、それはおかしいんじゃないかという記事が載っていたんですけど、大事な活動だと思うんですけども、その辺の環境整備をきちっとやっていただけるといいかなあとと思います。

私、防火水槽のことで聞きたいんですけど。

〔発言する者あり〕

- 森委員　　わかりました。済みません。
- 委員長　　よろしいですか。そうしましたら、この件につきましては。
- 森委員　　そうですね。
- 伊藤委員　　1点だけお聞きしたいんですけども、消防団運営事業の中の消防団員被服等貸与品ということで、今回、編み上げ、安全靴を整備されるということで、これは全団員ということをちょっとお聞きしているんですけども、実際、コミュニティ助成事業の助成金が91万5,000円、残りは一般財源という形の56万8,000円という形になるんですけども、他市町の状況もそうなんですけれども、こういう編み上げというのは、消防団員さん、どういうときに使われるというふうに。普通の火災戦闘ですと、普通、長靴がありますよね。この編み上げですと、どういうときに利用されるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。
- 総務予防課長　　先日、尾張水防の訓練に参加されて足元を見られたと思いますが、7水防団員の中で、残念ですが江南市と犬山市さんだけが長靴を使用して水防訓練を実施しておりました。東日本大震災においても、火災の消火活動だけではなくて、検索、それから救助、そういったものも消防団員の方に協力していただいております。そういった意味では、瓦

れきの中の救助、瓦れきの中の検索、そういったときに足元の運動靴、長靴では非常に負傷する可能性が大ということで、今回、安全靴を全団員の方に貸与するという考えで、今回お願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○伊藤委員　　そうすると、訓練等も消防団員の方は、この安全靴でこれから訓練されるというふうに理解しても結構ですね。

○総務予防課長　　訓練全てがというわけではなくて、火災の場合は、また火災の長靴等でやられますので、そういった訓練に応じた編み上げ靴の使用を考えております。

○伊藤委員　　助成金が98万5,000円ということで、実際、148万3,000円ということなんですけど、これ全額の助成はだめだったんですかね。

○総務予防課長　　こちらのほう、先ほど当初に坪内課長の説明の中でもあったと思います。消防署の補助事業としまして、3番目の事業ということで、地域防災組織育成助成事業の中の消防団育成助成事業でございます。そこの注釈の中に限度額がございまして、50万円から100万円までの事業の限度額を設けてございまして、今回、女性・男性合わせて100万円以上でございますので、上限の100万円の助成金ということでございます。

○伊藤委員　　8万5,000円はちょっと少ないような気がするんですけども。

○森委員　　合わせて100万円。

○伊藤委員　　合わせて100万円ということですか。

○総務予防課長　　ちょっと説明が、申しわけございませんでした。女性消防団員の編み上げ靴のみの助成対象となりますので、男性の183と女性の17、合わせて200に対して総額162万円でございます。その部分に対しての上限額100万円ということが助成金となっておりますので、それぞれ案分した数字が女性のほうの8万5,000円というようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長　　ほかに質疑はよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　じゃあ、この案件につきまして、この課につきまして、消防の総務予防課については審査を終わりたいと思います。

続きまして、消防署について審査をいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いたします。

○消防署長 消防署の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書35ページ、36ページをお願いいたします。

35ページ、36ページ最下段でございます9款1項2目消防署費の消防水利整備事業でございます。

はねていただきまして、37ページ、38ページをお願いいたします。

上段の防火水槽震災対応化事業でございます。

なお、別冊補正予算説明資料21ページ、22ページに、それぞれの位置図を掲げておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はよろしいでしょうか。

○森委員 防火水槽の撤去のほうですけど、全体で、あと借地で持っている防火水槽が幾つあるのかというのは後で伺いたいです。

それと、それからあと実際の今回の場所ですけど、見てきましたけど、実際には防火水槽の上を駐車場に使われているんですね。違いますか。防火水槽という看板はあるけれども。その駐車場の隣の場所ですか、そしたら。どっちかに完全に入ってしまったら。わかりました。

ということなんですけど、実際にこれを専門家に設計を委託してやらなければならないほどの場所だということなんですけど、実際に予測される撤去費用というのは幾らになるんでしょう。

○消防署長 まず初めに、借地の数のほうからお答えさせていただきますが、446基ございます防火水槽のうち、借地は258基ございます。その中でも、国・県、宮田用水土地改良区、そうした公共的な施設のところが14基、そして神社・寺院等が111、そして会社の法人、地縁団体、区供用地等で78、私有地は55ございます。

それと工事費でございますが、通常、防火水槽、実は平成27年度、今年度

も1基土地をお返しするという事で計画しておりますが、通常の防火水槽、防火水槽本体の周りにおおむね2メートルから3メートルの空地があります。そうしたところだと、防火水槽の空地のところから掘削してというような取り壊しの工事は、市のまちづくり課のほうの担当で、そうした工事費の積算をしていただけるんですけども、すぐお隣に駐車場があったり民家がございます。なかなかそうした空地をとることができない、そして保安対策上必要だということで、今回、設計委託をお願いし、その設計委託業務の中に、概算ではございますが、工事費の算出もお願いしておるということでございます。

○森委員　　そうすると、今はわからないということですか。

○消防署長　　はい。

○委員長　　よろしいですか、わからないということで。

○森委員　　ちょっとあれですけど。あと、私有地が55あるということで、いつも返してくれと言われたときに、本当に狭い、中には個人の住宅の中にまであったというときもあって大変なんですけど、わかりました。

○稲山委員　　1点確認だけさせていただきます。

防火水槽の撤去についてでありますけれど、この撤去に伴う水利の確保、通常、防火水槽を撤去するときには、水利確保ができない場合は消火栓の設置を事前に行っていくというのが通例だったと思いますけれど、今見ますと、多分、水利の確保ができておるものだと思いますけれど、その点1点、水利の確保だけお聞きしたいと思います。

○消防署長　　撤去する防火水槽を基点にしてでございますが、直線距離で、東側130メートル、南西150メートルに消火栓がございます。そして、南側130メートルに防火水槽がございます。計3カ所の水利がございますので、新たに代替の水利の新設は考えておりません。以上でございます。

○委員長　　ほかによろしいですか。

○伊藤委員　　防火水槽の撤去ということで、これも専門業者に依頼せないかんということなんですけれども、市のまちづくり課が設計するんですかね、基本的な防火水槽の撤去の設計というのは。その中で、例えば撤去において補償費という関係もまた出てくるということなんですけれども、民家がある

ということで。私は単純に考えるんですけれども、設計の中で、あとの工事費の中で、211万7,000円をプラスしていけば単純にいいかなあと思ったんですけれども、そうすると要らなかったら要らないし、その辺のところはちょっとわからん部分があるんですけれども、どうしても専門業者に依頼せないかんという理由が本当に今わからないんですけれども、初めてということで、その辺のところを、よく多分、議員さんもわからないと思うので、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○消防署長　設計委託を行います設計委託業務といたしまして……。

申しわけございません、遅くなりました。

設計委託の業務で、伊藤委員おっしゃられるように、通常は先ほどお話ししたまちづくり課のほうで工事費を出していただくんですが、今回の設計委託の業務の内容を少しお話しさせていただきます。

設計業務として、事前の防火水槽、それからすぐ際に側溝、道路が入っておりますので、そうした附属物、そして近隣の住宅等、そうした事前調査を行い、施工方法の検討をしていただきます。2.5メートルの空地がございますので、防火水槽の外側に矢板を打って、近隣に影響のないようにというようなことの設計計算をしていただいたり、施工手順、そして撤去物の数量等々の検討をしていただきます。そして、そうした設計の成果物の報告書の作成、そして測量業務といたしまして水槽付近の現況図の作成、そうした内容を委託するものでございます。

○伊藤委員　かしこまりました。

もう1点だけなんですけれども、いいでしょうか。

防火水槽の震災対応化事業ということで、これも老朽化した防火水槽がたくさんあるということでございます。今回も昭和33年に設置したということで、56年経過ということで、野下議員の議案質疑の中で答弁されておられたんですけれども、これは1基につき214万1,000円ということで、これも東議員さんが言われておったんですかね、1年に1基だと10年で10基にしかならないということなもんですから、今まで防火水槽を1基つくるのに約900万円から1,000万円かかってきたということで、耐震性が。今回、1基で214万1,000円なもんですから、例えばこれを3基とか5基つくったほうが逆に安

価になるんじゃないかと単純に思うんですけども、その辺のところはどういうふうに思ってみえるんでしょうか。

○消防署長　　まず、1基ずつということですが、ちょうど今現在、共同化で消防費もかさんでおりますので、ここ一、二年は1基ずつ計画していこうかなあと。ただ、それ以降は、共同化が終わった以降は3基ぐらいずつは進めていきたいなというふうには考えておりますが。

価格の問題ですが、1つずつの防火水槽に対して、その内径等々を測量して、そこで製品として工場で作りますので、複数であっても、さほど価格は変わらないというふうに考えております。

○消防長　　何基つくるかという話ですが、今、政策会議の中で一応提案しまして、この防火水槽の耐震化につきましては1基ずつということで、限られた財源の中で何基やるかというのも、ほかに大事な事業もありますから、とりあえずは1基ずつということで、また平成30年からの戦プロの中で、また随時、何基かというのは考えていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員　　かしこまりました。

もう1つだけお願いしたいんですけども、こうした取り組みは、全国的に他の市町村もやってみえるような取り組みなんでしょうか。

○消防署長　　このシートをつくってという実績で、和歌山県にありましては、数年前からかなりされておまして、平成27年5月現在ですが、そうした業者からお聞きしたところ、117基、そうした実績を持っておるということでございます。

○伊藤委員　　全国的には117基という、ちょっと少ないとは思うんですけども、今後普及してくれば少しは安価になってくるとは予測されるものですから、戦略計画の中に少なくとも1年に3基以上何とかお願いしたいなあとというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長　　それでは、ほかにはないと思いますけれども。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　今、この質疑は終わりましたが、実は当局のほうから答弁訂正がございますので、少し。

○消防長 先ほどの稲山委員さんのデジタル無線の関係で、ちょっと時期が違っていましたので、そこだけ恐れ入ります。

○総務予防課長 先ほどの稲山委員さんの質問に対しての答弁を訂正させていただきます。

受令機の重複時期って、私、5月までという答弁をさせていただきましたが、この機種、全国波のアナログ無線も受信可能ということですので、切りかえと同時に旧の受令機は外しますので、御了承よろしくお願ひします。

○稲山委員 外すということなんですけれど、聞けることは聞けるんですか、その受令機で。

○総務予防課長 全国波のアナログも、そしてデジタルの無線も両方受令できますので、支障はございませんので、よろしくお願ひします。

○稲山委員 聞けるんだったら、そのままがいいんじゃないの。

○総務予防課長 取りかえた今回の受令機が両方聞けるということでございます。現在のついている受令機はアナログのみの受令機です。今回、ここで取りかえる受令機は、デジタル無線とアナログ無線も両方聞ける受令機でございます。申しわけございません。

○稲山委員 極論すると、今ついておるものは4月1日に全く聞こえなくなるよということによかったですね。

○総務予防課長 デジタルは全く聞こえませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、これをもって質疑を終結したいと思います。

もう1点、当局の答弁訂正がございますので、済みません。

○防災安全課長 先ほど1点、明細を印刷と申し上げましたけれども、まだ議決前ということでございますし、入札にかかわることでございますので、口頭で今からお伝えをいたします。

太陽光発電及び蓄電池システムの工事の積算内訳ということで申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

太陽光関係ということで540万円……。

[発言する者あり]

○防災安全課長 その他の機器ということでございまして……。

[発言する者あり]

○委員長 だから、そのできないという背景をちゃんと言って。

○防災安全課長 入札前ということで、何とか口頭でお願いをしたいなというふうに思っておりますが。

○委員長 できないということですので。

[発言する者あり]

○委員長 中身は全く一緒なんでしょう。

○防災安全課長 もう少し、直接工事費と、その他の工事費ということで分けて御案内するというように思っております。

○委員長 できるだけここで、そういうことだったら口頭で、補足の部分でちょっと。

○防災安全課長 補足ということで、申しわけございません。直接工事費が2,029万1,000円、その他の経費ということで543万5,000円、合計で2,572万6,000円でございます。申しわけございませんでした。

○委員長 それでは、これをもって質疑を終結します。  
暫時休憩します。

午後0時10分 休 憩

午後1時09分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号を挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

請願第3号 憲法9条に反する「安全保障関連法案」に反対する意見書採択を求める請願書

○委員長　　続きまして、きょうの本議題の議案に入ってまいりたいと思います。もう1つ。

それでは、請願第3号　憲法9条に反する「安全保障関連法案」に反対する意見書採択を求める請願書についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局　　恐れ入りますが、請願文書の朗読の前に、請願文書の字句の訂正をさせていただきます。

別紙1、請願書の請願趣旨の冒頭にございます安倍政権の「安倍」の字が「安部」で表示されておりますが、「安倍」の誤りでございますので訂正させていただきます。申しわけございませんが、よろしく願いをいたします。

では、請願文書の朗読をさせていただきます。

請願第3号　憲法9条に反する「安全保障関連法案」に反対する意見書採択を求める請願書。

請願者は、江南市般若町東山180番地、戦争法案反対尾北集会実行委員会、代表　石原之浩、ほか868名。

紹介議員は、東　義喜、掛布まち子、山　登志浩、中野裕二。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1をごらんいただきたいと思います。

憲法9条に反する「安全保障関連法案」に反対する意見書採択を求める請願書。

請願趣旨。

安倍政権は、5月15日に、「国際平和支援法案」と自衛隊法や周辺事態法など10の法律を改正する「平和安全法制整備法案」を国会に提出しました。

この法案は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定（2014年7月1日）並びに本年4月27日の新たな日米ガイドラインの合意に合わせて、自衛隊が平時から緊急事態に至るまで、いつでも、世界のどこでも、武力の行使や、他国軍の支援、停戦処理活動等を広範に行うことを可能にするものです。

日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自衛権の行使は、日本を戦争への道に引き込むものです。

またP K O活動のほかに、国連が関与しない有志連合の活動にまで業務範

囲を拡大し、従来禁止されてきた「駆けつけ警護」を行うことや、武器の使用も認めています。

以上のことから、本法案は、憲法前文及び9条に違反し、戦後70年営々と築いてきた、平和国家としてのあり方を根本から覆すものです。

世界は今、戦争ではなく、平和的、外交的努力で問題を解決することが主流となっています。憲法を生かし、アジアと世界の平和に貢献することこそ、日本の進むべき道であると考えます。

よって、「安全保障関連法案」に反対する意見書を採択していただくようお願いいたします。

請願事項。

憲法に違反し、日本を戦争に巻き込むおそれのある「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する意見書を国会並びに政府に提出してください。

以上です。

○委員長　今、事務局のほうから、今回の請願の内容について朗読をしてもらいました。

では、この請願について意見陳述の申し出がありました。意見陳述につきましては、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。

また、陳述出席者につきましては、5名を希望されておることとございます。

意見陳述を許可といたしたいと思いますが、御意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしということでの御声もございましたので、意見陳述を許可いたします。

それでは、陳述を御予定されている出席者、陳述席のほうへ御移動をお願いしたいと思います。

それでは、陳述の前に、ちょっと陳述出席者の方に申し上げたいと思いま

す。

陳述される方はお1人で、代表の方をお願いしたいと思います。陳述時間は、おおむね5分以内でお願いしたいと思いますので、そのことを冒頭、よろしくお願い申し上げます。

それでは、陳述者の方、意見陳述のほうをよろしくお願い申し上げます。

○陳述人 般若町在住の石原之浩です。何の肩書もない年金生活者です。868名という多数の請願者を代表して、意見陳述をさせていただく機会をここに与えていただきました。当委員会に、まずもってお礼申し上げます。

私たち請願者は、安保関連法案は日本が海外で戦争をすることを可能にするもので、憲法9条違反であるとしか言いようがないと考えております。

私の個人的体験に触れるならば、新憲法の誕生は小学校3年生のときでした。日本は戦争を放棄しました。二度と戦争はしないと世界に誓いました。軍隊は持ちません、平和国家として生きていきますと教えられ、それを誇りに今日まで生きてまいりました。私は憲法の申し子であると自任いたしております。

小学6年生のとき、担任の野呂正光先生は、永世中立国スイスの話をよくされました。第一次・第二次世界大戦に中立を守って戦争に参加しなかった。そのことで世界の信頼を勝ち得て、平和といえはスイスの代名詞、世界の平和会議はいつもスイスのジュネーブ、この小国スイスと同じ日本も、そんな国を目指せばよいというのが先生の教えでした。先生はその後、退職されてから平成4年3月末日まで江南市の教育長を務めていらっしやったから、御存じの委員様も多いと思います。

それから65年という年月がたち、今、安倍首相は、強い国を取り戻そう、経済を取り戻そう、これは稼ぐ力をとという意味だと思えます。そして、世界で輝く国にと国民に呼びかけています。これは、まさに現代の富国強兵宣言ではないでしょうか。昨年は憲法9条がノーベル平和賞の候補としてノミネートされ、話題になりました。余りにも政治的なノーベル平和賞は私の好みではありません。誇りに思うのは、我が9条の会のスローガン「憲法9条は世界の宝です」であります。憲法前文と第9条は、美しい日本語で、すばらしい内容です。しかし、これが私は実は苦手なんです。私は、前文、憲法9

条を読むと、胸が締めつけられます。涙が出そうになります。だから、押しつけられた憲法だと言う人もありますが、私は平和を願う世界からいただいたすてきな最高のプレゼントだと思っています。

この世界の宝、憲法9条を踏み潰して、世界で戦争のできる国にしようと立憲主義を全く理解しない安倍首相は、集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。そして、安保法制という戦争法案を8月までに成立させることを国民に話す前にアメリカと約束してしまったではないですか。

6月になって憲法違反の声が急激にというか日に日に高まっています。約70年間にわたって積み重ねてきたこの国のあり方、まさに国是を一内閣だけの都合で一気に変えてしまおうという暴挙だから当然です。6月4日、衆議院憲法審査会で参考人として呼ばれた3人の方々が、そろってこれは違憲であると断じました。皆さんもよく御承知のとおりです。6月4日のことです。それに先立ち、200名を超える憲法学者が法案に反対、元法制局長官4名がそろって違憲性を指摘しております。全国の学者・研究者も、法案反対の呼びかけに応じています。1週間で5,000人、6月23日には、ついに6,500人にまで達したと新聞各紙で報道されておるところです。それに呼応して地方議会でも、法案反対、撤回の意見書が連日出され、21日現在で、反対181議会、慎重審議53、もちろん賛成の議会も多少あります。

私の手帳には、1枚の新聞の小さな切り抜きが挟んであります、お守りのようにして。これは中日新聞19日の小さな小さな記事です。扶桑町議会も反対。私は、この江南市議会もぜひ検討していただいて、この法案についての毅然とした態度、撤回をお願いしたいというふうに考えるわけです。ぜひ市議会の皆さんは、今こそ国会の政治を地方から変えていくという気概を持っていただきたい。お一人お一人がどなたも何百人何千人という顔のはっきり見える支持者の信頼を得てここにいらっしゃるわけです。市民に寄り添った皆さんの力で国会を動かしてください。憲法違反は許せない。戦争する国にしてはだめだ。

国会では、毒キノコとか、あるいはフグ料理、腐ったみそ汁の例え話で話題になっております。私も例え話を一つ最後にさせていただいて、終わりとさせていただきます。2+2は4。これは小学生も誰もかれも真実として信

じております。学者、弁護士、国民一般の常識です。これを2 + 2は5、そういうふうに解釈するのが安倍内閣の政治家たちです。自分だけの都合で真実をねじ曲げ、へ理屈をつけて、勝手に憲法を変えようとする傲慢ぶりです。人々は「アホノミクス」とか呼んでやゆしていますが、今はそんなこと言っているような段階ではございません。

私は、どうか皆さんのお力で、この法案を撤回、廃案に追い込むよう安倍首相に伝えていただきたい、そう念じております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。御無礼しました。

○委員長　それでは、今、陳述人さんのほうから意見を伺いました。ありがとうございました。

それではですが、これより、今、陳述人さんのほうから意見陳述をしていただきましたけれども、そうしたことについて委員側のほうから陳述出席者の方々への質疑を行いたいと思います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構でございます。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんものですから、そうした点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質疑を始めてまいりたいと思ひますが、委員の皆様から御質疑はございませんでしょうか。

○森委員　石原さんから熱い思いが語られたんですけれども、せっかくお見えですから、どなたか補足で発言をされるような方がありましたら、そう長時間ということにはなりませんけれども、どうでしょうか。

○陳述人　支部部長の中道といいます。よろしくお願ひします。

今のお誘いといいますか、あわせてちょっとこちらの意見を、補足的な話をさせてもらいます。

今、私がお話ししようとするのは、この平和憲法はどういう悲惨な、第二次大戦の悲惨の結果をもとにしてできたものかというのを、亡くなられた戦没者の数からお話ししたいと思ひます。

今、よく言われているのは、日本人の戦没者は310万人、これは1977人の厚生省の見解をもとにして、今、報道は310万人と言われているんですが、この

うち軍人さんは230万人、海外での民間人が30万人、それから内地で亡くなられた方が50万人、内地の50万の中には3月10日の東京大空襲の約10万人とか、それから広島原爆の12万人、長崎の約7万人、それから沖縄で死なれた日本人が約十五、六万人ですかね、現在は24万人がアメリカも含めて平和の礎に刻まれているわけですが、かなりの数が、沖縄でも死なれているんですが、その合計が日本人が戦没したのは310万人。このうち、かなりの軍人の方が中国なり南方戦線で亡くなられているわけですが、南方戦線で亡くなられた状況というのは、私たちはよく報道なりテレビで見ます。米軍に追い詰められて、ジャングルに入って逃げ回って、食べるものがなくなって、ネズミ、芋類、いろいろなものを食べてきた。現地からのそういう収奪したものもなくなって飢え死にしたということがよく言われています。

この本ですね、例えばここに「飢え死にした英霊たち」という本があります。この本は藤原 彰さんという、もう今は亡くなりましたが、一橋大学の教授の方が書かれたんですけれども、この方自身も中国戦線で従軍して戦後除隊された方ですが、この方が一橋大学で近代戦の研究をされまして、特に太平洋戦争の研究をされまして、結論から言いますと、230万人のうち約140万人が餓死している。皆さん、兵隊らしく鉄砲を持って戦って死んだんじゃなくて、6割もの方が餓死されているんですね。

その原因を、この藤原 彰さんは言っているんですが、よく今国会でも問題になっているような後方支援、いわゆる兵たんですね。兵たんを考えずに、作戦優位で、兵隊無視で、作戦優位で兵隊をどんどんどんどん送り込んでいった。その結果が、結局こういう140万人もの飢え死にした人たちを出してきた。中には、例えば戦争に巻き込まれたフィリピンでは、50万人の兵士のうち40万人が餓死したわけですね。これは大岡昇平の「レイテ戦記」にもありますが、最後には人肉まで食うような悲惨な状況になってきた。

こういう状況が背景にあって、当時の日本人は戦争をしたくない、そういうことで、この憲法ができ上がった。決して押しつけではなくて、当時の1946年の国会で約2カ月間、今の安倍首相みたいに、すりかえ、ごまかしじゃなくて、多くの国会議員が、当時の第90回帝国議会で国会討議して、終戦後この憲法はでき上がったんですね。当時の国民は皆さん、これを大歓迎し

ているわけですね、この憲法。

今、石原君の話にありましたように、特に前文、憲法9条、あれを見て多くの著名人の方も非常に感激した、感動したという話が残されています。いわゆる戦争放棄、戦争は二度としないことですね。そういう形で平和憲法ができ上がったにもかかわらず、今回の安倍首相の戦争へ突き進むというのは、余りにも逆行している。飢え死にまでして亡くなった方に対する裏切りじゃないかというふうに考えます。

もう1つ、つけ加えますと、先月の23日に沖縄で全戦没者追悼式がありましたが、沖縄では24万の礎に書いてある名前のうち12万人が県民ですが、9万人が一般人。一般人のほうが多いわけ、死者が。その中で、よく皆さん方も御存じだと思うんですが、米軍の艦砲射撃で兵隊と一緒に逃げ回って、兵隊と一緒に逃げ回ったもんだから死者が多くなった。あるガマでは、親子が4人で、お母さんが乳飲み子を背中に負って、2つ、5つ、6つの子供とガマの中に逃げ込もうとしたら、日本人がおって、泣く子供はだめだととめられて、そのお母さんは乳飲み子と3つの子供を外へ連れて行って、帰ったときには乳飲み子は背中にいなかった。3つの子供が「お母さん」と言って追いかけてきたんだけど、そのお母さんはガマの石戸を閉めて、3つの子供を締め出した。そういう悲惨な状況であります。

それから御存じのように、トカラ列島あたりでは集団自決があって、460人の住民が自決しているわけですが、手りゅう弾で死に切れなかった人たちは、手おので自分の家族を殺している。首を絞めて殺している。そういう状況を沖縄の人たちは経験して、しかもさらに米軍基地がありますから、沖縄では戦争が終わっていない。先ほどの23日のテレビ放送でも、高齢者のお年寄りたちが、平和の礎を見ながら涙ぐんで、戦争は絶対だめと言っているわけですね。戦争はだめ。

戦争は抑止力になりません。戦争は平和をもたらさない。そういうことで、ぜひとも今回の安倍首相の戦争法というのは絶対に阻止したい。そういう気持ちで私たちも署名をお願いし、ここに868人の署名を持ってきたわけですが、議員の皆様方にもぜひとも、今度の戦争法を阻止、廃止するためにひとつ力をお貸しく下さいと心からお願いする次第です。以上です。どうもあり

がとうございました。

○山委員　どなたに答えていただいても結構なんですけれども、今回、請願の私、紹介もさせていただきましたけれども、869人の方が連名で出されております。この数字が、私は決して少ない数字でなく、かなりの反響があったと思いますし、先ほど石原さんのお話にもありましたように、憲法学者が改憲か護憲かとか、そういう立場を超えて、本当に多くの学者が反対、廃案を求める声明を出しておりますし、文化人や各界各層、思想・信条の違い、党派の違いを乗り越えてアピールを出したり、実際そういうお話をマスコミにされたりというようなことで、世論の潮目が変わってきているなというふうに私は認識をしておるわけではありますが、江南市内で皆さん、こういう平和にかかわるような活動をされていて、世論の潮目が変わってきているのかな、あるいは市民の皆さんと請願活動を通じて触れ合って、何か感じるようなところはございましたでしょうか。

○陳述人　宣伝カーで市内を戦争法案反対で回っています。すると、この前の憲法審査会が違憲だという指摘をされてから、市民の目の色が変わってきていると。宣伝していると、向こうのほうから手を振ってくれたり、さらには車に乗っている人からクラクションで応えてくれたり、そういうような状況があって、以前と違った状況が出てきているなあというふうに感じています。以上です。

○伊藤委員　先日、皆さんも御承知のように、安保法案の十分な審議時間をとって徹底的に議論していただきたいということで、衆議院本会議が24日まで通常国会の会期を、極めて異例でありましたけれども、過去最大の大幅延長である95日延長して9月27日までとする、与党などの賛成多数で議決されたことは承知であると思います。これは、審議時間を延長して議論するとともに、複雑な法案の内容と、その必要性を丁寧に国民に説明して理解を広げるといふ狙いが読み取れるところがございますが、その裏には、正直な話、野党の強硬な抵抗戦術に加えて、自民党推薦の憲法学者が、先ほど言われたように、法案は違憲という指摘をするなど、政府与党の不手際の影響で審議が順調に進んでいないと、こうしたことも私は推測しておるところでございますけれども。あと、現在の審議は、どういう状況のときに……。

○委員長　できたら問いかける質問、自分の御意見は後で頂戴しますので。

○伊藤委員　わかりました。

現在の審議ではどういう状況のときに集団的自衛権を行使するかということで、政府が総合的に判断すると言っており、法律を整備する段階での明確な判断や基準が示されていないということで、国民の心配が消えておらないということで、会期を延長した今、国会の論戦の中で政府の説得をもった説明が必要だと私は思いますので、もう少し審議を慎重にさせていただくということで、世論調査の政府は法案の内容を十分に説明しているかの問いに、説明していないが80%、今国会での成立に反対が59%に上っているような状況ですから、今回、反対する意見書採択ということなんですけれども、これをほかの議会でもありましたように慎重審議を求める意見書というふうに変更することはできるでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○陳述人　慎重審議を求めるということには、いろんな見方があるわけなんですけれども、慎重審議したから採決して強行で否決すると、数でやるという方向と、慎重に審議して廃案にしていくという2通りが考えられるわけですね。私どもは慎重に審議をして廃案にしてほしいという思いですので、別に構わないと思いますけれども、沖縄宣言というのは、この間、翁長さんが出されました、平和のね。あのときに、沖縄の基地廃止を求める、軽減を求めるということを強く言った後、一方で私たちを取り巻く世界情勢というのは非常に厳しい環境にある、平和を脅かすいろんな問題があると。このような現実にはしっかりと向き合って、平和を脅かすさまざまな問題を解決するには、一人一人が積極的に平和を求める意志を持つことが重要だというふうに述べておられます。私どもが、江南市の意見が、そういう意味で、慎重に審議しつつも平和を求めるんだという意思表示をここでしっかりしていくことが大事だというふうに思っていますので、意見書採択の中で、多少、慎重審議ということで合意できるのなら、それはそれでいいというふうに思いますけれども、私たちはあくまでも慎重に審議して廃案を求めていく方向でお願いしたいなあというふうに思っております。

○福田委員　私は昭和16年生まれで、戦争のときに3歳でしたので、皆さん方がおっしゃることは非常によくわかるんですけれども、今、お言葉の中で、

安倍総理が勝手にやっていくとかいうような言葉がありましたけれども、日本の首相であります。彼自身一人だけが、この意見に対してどんどんどんどん突き進んでいくのではなくて、自民党、あるいは与党の公明党さんと、日本の国はどうしたらいいかというようなことを大局的に考えながらこの法案を提出したというようなことを考えざるを得んもんですから、そのことについてちょっと。

○陳述人 石原のほうから答弁させていただきます。

今、御指摘いただいたのは本当だと思いますが、日常的に私どもが国会答弁を聞き、あるいはそれについての新聞各紙のコメントを読みしておりますと、やはり今回の法案についての最高責任者は安倍首相であるというふうに思わざるを得ません。これは当然のことだと思います。安倍首相が、よく改憲、あるいは国会での発言の中で、「私が総理大臣です」ということをおっしゃいますね。彼は、それだけの信念と覚悟と自信を持って全ての法案を仕切っている、これが国民の受けとめ方だと思います。安倍首相の個人の思想だけにはないにしても、安倍首相の考え方が今日の自民党の中でとても大きなシェアを占めているということは否定せざるを得ません。当面の問題についても、ターゲットは安倍首相になるのはいたし方ないというふうに私は考えます。以上です。

○委員長 よろしいですか、福田委員さん。

○森委員 戦争経験者が反対の声を上げるということだったんですけど、この問題が起き始めたときは。今は若い人、それから女性たちが非常に国会を取り囲んだりしております。せっかくきょう女性がお1人陳述で見えていますので、一言発言していただけるといいかなあとと思います。

○陳述人 済みません、ここでしゃべるのは初めてなもんで。

私、何カ月前かの中日新聞に、中学生の子が新聞の切り抜きを集めて集団的自衛権の学習をして、その結論として「目を背けるな、君たちは戦争へ行くのか」というテーマで壁新聞みたいなのをつくったそうなんです。中学生の子も本当に一生懸命今の新聞を見ていけば、今の世の中がどうなっていくのかというのをすごく怖い思いで感じたんだなあと思いました。よく女性同士で話しているさき、最近、安倍さんがテレビに出てきたら腹が立つからす

ぐ消すんだわとか、すごい聞くんですね。私なんかは孫がいて、その孫たちが戦争に行くようになったら本当に大変だからと、結構よく女性同士が集まれば、そういう話になるんです。だから、戦争を放棄した憲法を守るためにも、私はぜひこれを議会の皆さんの力で廃案に向けてやってほしいなあと思います。

名前は岩崎です。

○委員長　　どうもありがとうございました。せっかくですから、ほかの委員さんのほうも陳述人の方々に何かあれば、よろしいですか。いいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　じゃあ、どうもありがとうございました。

今、伺いまして、質疑も一定尽きたようでございますので、これをもって質疑というか終結したいと思いますので、よろしく願いいたします。

陳述出席者の方は傍聴席のほうにお戻り願いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今、陳述人さんのほうから御意見も頂戴しました。そして、質疑も、全てではございませんけど、一定の御答弁もいただきました。

それでは、これより審査を行いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まず初めに、御意見、あえて委員の皆さんから御発言があれば、まず伺いたいと思います。

○山委員　　この委員会の委員の中で、私は唯一、請願の紹介議員となっております立場上、まず私のほうから述べさせていただきたいと思います。

今回の安保法案、安保法制、私どもは戦争法案というふうに言うておりますけれども、この戦争法案をめぐって世論の動向というのが非常に私も気にかかるところであります。去る6月14日の日曜日の午後、きのうの夜6時過ぎからありましたけれども、国会を市民が取り囲むということで、国会包囲活動というのが行われております。6月14日には2万5,000人、きのうの夜の活動には3万人、主催者発表で参加をしております。一連の活動が昨年来から続いておりますけど、過去最大規模となっております。先ほど森委員の発言にもありましたように、既存の労働組合とか、政党だとか、市民団体

という枠を超えて、女性ですとか若者、学生がデモをしたり講演会をやったりというような取り組みも数多く伺っております。そして、この江南市内におきましては、私と民主党、共産党と、国政野党3党の市議会議員5人そろって、名鉄江南駅前において戦争法案反対、廃案を求める街頭の宣伝活動を行っておりますし、私たちも参加しましたが、6月12日には集会、デモも実施して、多くの方に御参加いただいております。

一党一派にかかわらず、これだけ多くの方が集まって活動するというのは、私は余り近年、類を見ないと思います。原発の問題でかなりの人が集まったということは記憶していますが、この安保問題に関しては、これだけの大きなうねりができてきたというのは、皆さん何らかの危機感だとかを抱いているからであると私は認識をしております。

なぜこの法案が問題なのかということでもありますけれども、憲法ができて、そのもとにずっとこの国が運営されてきたわけでもありますけれども、この戦後70年という節目の年に当たって、平和国家としての道に踏みとどまって歩み続けるのか、あるいは戦争のできる国に向かってしまうのか、その岐路に立たされているわけでもあります。確かに改憲派の方、あるいは与党の方がおっしゃるように、安全保障環境が変化しているとか、憲法が制定された当時と現在の社会情勢、国際情勢が大きく変化しているというような御意見があるのは承知しております。しかし、とはいっても私たち法治国家でありますので、憲法のもとで国のあり方を考えていかなきゃならないわけでありまして、先ほどの議論でもありましたように、憲法の上に安倍総理、安倍内閣があるわけではなく、憲法のもとで内閣がつくられ、その中で総理大臣が活動することが許されているわけでありまして、今回のように、昨年7月、集団的自衛権の行使容認を憲法解釈の変更で認めてしまったと。そういうことを許せば、時の政権が変わるたびに国のあり方も変わっていくということになりかねないわけで、立憲主義を破壊するということになりかねません。非常に危険なことであります。だから、憲法学者の方も、研究者も、各界各層の方も、思想・信条、日ごろの立場の違いを超えて、これだけたくさん声を上げているわけでもあります。

法案には、国際平和支援法案ですとか平和安全法制整備法案という形で、

平和とか、支援とか、安全というネーミングがされておりますが、そのネーミング、名称とは裏腹に、自衛隊をいつでもどこでも外国、特にアメリカが行う戦争に駆り立てるものでありまして、戦争法であります。一旦、戦争への道、戦争のできる国に変わってしまうと、自衛隊の方の命のリスクということは議論されていますけれども、そればかりでなく、国民全体の命のリスクも高まりますし、何よりも私たちが一番心配しなければいけないのは、平和国家としての日本のブランドが傷つけられるリスクが高まってきます。

とにかく、今ここで数の力で決してしまうというようなことがあってはならないと思いますので、この問題、慎重にも慎重を期して対応しなければなりません。私は、これは違憲立法だと思っていますので、国会でこの法案が議論されること自体、問題だと思っていますが、立場の違い、さまざまな主義・主張があります。最大公約数的に少なくとも、いろんな考え方があってしかるべきだと思いますが、最大公約数として慎重な審議ですね、これを求めたいと思っていますので、この請願に対しては、ぜひ皆さんの御理解、御賛同をいただきたいと思っています。ちょっと説明が長くなりましたけれども、以上であります。よろしくお願いいたします。

○森委員　私は、今回は紹介議員ということについてはなっておりませんが、何としてもこの請願を採択して意見書を提出していきたいというふうに思っております。

今、山さんも言われましたけど、ことしがちょうど戦後70年の節目の年。この70年間日本が平和であり続けることができたのは、何ととっても憲法9条のもとで平和国家としての歩みを続けてきたということにあると思います。官房長官が、60年安保のときに安保が改定されれば戦争になると言ったけれども、戦争にならなかったじゃないかと言ったんですよね。本当に腹が立ったんですけど。その安保体制のもとで、この間、戦争に巻き込まれないで済んできたというのは、国民の運動と憲法があったから。いろんなこの間、今回、10本の法律を平和安全法制整備法ということを出していますけれども、この中でPKO法ですとか、周辺事態法だとか、いろいろ法律がこの間つくられてきて、イラクへの派遣だとか、いろんなことがありましたけれども、その都度、憲法のもとで、それが許されるのか許されないのかという徹底し

た議論があって、ぎりぎりのところで、とにかく武器の使用は認められないということでやってきたからこそ、戦後70年、日本は平和であり続けることができた、よその国の人たちを殺すこともなかったということだと思いません。

それが今度の安保関連法案の中では、安倍首相がいろいろ取り繕う答弁をするもんだから、なおさらわかりにくくなってしまいうわけですけども、自衛隊をとにかく派兵できると、あるいは後方支援だから大丈夫なんだという理由のもとで、とにかく海外に出動させていくということをやろうとしているわけで、これは本当に大きな転換点だというふうに思います。

世論調査でも、憲法違反というふうに答える人たちが過半数を超えてきましたし、自衛隊員のリスクは高まると思うかというような質問に対しても、多くの人たちが、これは間違いなく、7割でしたかね、高まるというふうに答えています。つい最近では、防衛大学の卒業する学生たちが任官を拒否する、こういう人たちが今ふえてきているということも報道されておまして、そうなってくると自衛隊に入隊する人たちも減ってくるし、逆に任務はふえるわけですよ、もしこれが通っていくと。もしこれが通ると、自衛隊の任務というのはますます広くなるし、海外への出動もふえてくるということで、自衛隊員をふやさなきゃいけないけれども、自衛隊の希望者は減ってくるという中で、安倍首相は徴兵制などは考えていないと言っているけれども、そういう可能性も出てくるんじゃないかという私は心配もしています。

何といっても今、この間、PKO法だとか、周辺事態法だとか、そういうのをつくってきて、言ってみれば共産党は、その内閣法制局長官たちと議論をやってきたんです。それでも憲法違反じゃないかと、PKOのときでも議論をやってきて、その内閣法制局長官をやった人たちが、今はとにかく、この安保関連法案は憲法違反だということを言うようになってきて、憲法学者は当然のことながら、実際、政府の中にいた人たちからも反対の声が上がってきている。それから、山崎 托さんを初めとして自民党の元幹部の人たちからも、これは戦争法案じゃないかと、問題だという声も上がってきています。

ですから、こういうときに当たって、先ほど石原さんも言われましたけれ

ども、地方から平和を求める声というのをしっかりと上げていくことが大切だというふうに思います。ですので、この請願を採択して意見書を提出していくということで、ぜひ御賛同いただきたいというふうに思います。

○委員長　　今、一応そういった今回の意見書に賛成の立場かというふうに思っておりますけれども、じゃあ続きまして幅さんからお願いします。

○幅委員　　私はこの意見書、反対に対する意見書採択には反対という立場で意見を述べさせていただきます。

まず、その発言の前提として、この趣旨にもあります後段のほうの「憲法を生かし、アジアと世界の平和に貢献することこそ日本の進むべき道である」、また先ほど来議論、話題にもなりました国会の会期を延長してされる慎重審議ということについては、私も賛成であります。その立場で、これからもこの法制の議論を進めるべきであるということは、私も同様であります。ただ、この趣旨の中にあります2点について、私は、それは違うんでないのかなあというふうに考えますので、反対の意見を述べさせていただきます。

その2点というのは、「集団的自衛権の行使は、日本を戦争への道に引き込むものです」という文言と、「憲法前文及び9条に違反し、戦後70年営々と築いてきた平和国家としてのあり方を根本から覆すものです」というこの2点につきましては、私はそうではないというふうに考えますので、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、集団的自衛権の行使と、この一言でありますけれども、そもそも集団的自衛権とは何ぞやというところから議論を起こさなければ、この集団的自衛権という言葉でさまざまな問題がないまぜになって、非常にわかりにくいというふうに私も感じております。集団的自衛権という文言が唯一、国連憲章の51条に、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではないという、この一文に唯一定義をされるものが集団的自衛権と言われるものであります。

この国連憲章、もちろん日本国もサンフランシスコ講和条約を経て加盟しております。サンフランシスコ講和条約でも、個別的・集団的自衛権を加盟国が有することは当然であるとされておりますし、日米安保でも、そのこと

は承認をされております。また、日ソ共同宣言でも、個別的・集団的自衛権を有するということは確認されております。つまり、日本国は独立国である以上、個別的はもちろん、集団的自衛権を有することは明らかであります。

その前提で、先日の閣議決定にもありました昭和47年10月の政府資料というものの中に、自衛の措置はあくまでも外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対応し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものであると。その措置は、右の事態を排除するためにとられるための必要最小限度の範囲にとどまるものであるということで、自衛というについて、こういう条件をもとに認められるというふうに理解をしております。つまりこれは、集団的自衛権を今述べたような、今回でいえば新3要件にのっとり、必要最小限度において、また日本国の存立を守ることにおいて行使するというは、その条件下では集団的自衛権を許容していると私は理解すべきものだというふうに思います。

そして、昭和56年の政府答弁、いわゆるこれが集団的自衛権は保有するけれども行使はしないということを政府として解釈していると一般に言われるものでありますけれども、この答弁書というのには続きがあります。その続きというのは、なお我が国は自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによって不利益が生じるというものではないという一文があります。これは余り世間では知られていないというか、余り語られない文言でありますけれども、これをどう解釈するかということはありませんけれども、私は憲法上許されないことによって不利益、要は自衛ができないという状態になることはあり得ないという、これも集団的自衛権を、今でいえば新3要件のもとで行使するというを認めているというふうに私は理解しております。

以上のような観点から、また6月15日に現在の内閣法制局長官も、砂川事件判決について、自国防衛に限定するなら集団的自衛権も含まれると理解をすることも可能であるというふうに述べられているわけでありますけれども、私は新3要件のもとという前提で、集団的自衛権は行使を許容されるという

ふうに、以前の政府も、そして現在の安倍政権も判断をしているというふうに理解しております。

集団的自衛権の行使というふうに言うと、一般に言われる集団的自衛権というものは、日本国憲法において認められると理解するのは非常に厳しいものがあると思いますけれども、一定の条件、3要件のもとで行使をする、それは日本国を自衛できないかもしれないという事態であるからこそ、集団的自衛権を行使せざるを得ないという場合には、それまで否定をして、あくまでも集団的自衛権を行使しないということを守ることによって日本国の自衛が守れないという逆説的な運用になってはいけないよということとは自明であると私は思いますし、これまでの政府の答弁も、安倍政権の考え方も、その方向に沿って考えられているものであると考えております。

先ほど来ありますように、じゃあなぜこういうふうに変ってきているというか、なぜこのような解釈になってきているかといえば、当然、安全保障環境が大きく変わってきているためでありますし、それはアメリカからも一定の要請というものがあって協議をされているということであろうと、それがここにある日米のガイドラインということになってくるんだと思いますけれども、そういった意味で、日本国は国際的に名誉ある地位を占めたいというふうにも宣言をしているわけでありますから、国際的な一定の役割を担うということを要請されれば、それは考えていかななくてはけないというふうに私は考えます。

そして、憲法9条に違反するか云々ということにつきましては、最近よく議論の題材になります砂川事件。これは、この判決の中で、これは日米安全保障条約についてのコメントでありますけれども、日米安全保障条約のように高度な政治性を持つ条約については、一見して極めて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことができないというのが最高裁判所の判断です。私は、今回のこの法制が、いわゆる一見して違憲無効と明白に認められるかと言われれば、御議論があるということを見ればわかるように、一見して認められることを判断する状態ではないというふうに考えます。逆説的に言えば、違憲の判断を最高裁判所もできないような難しい議論だということでありまして、違憲であると断じると

いうことは非常に議論をしていく上で危険ではないのかなあというふうに思います。

また、安全保障政策というものは、議論がありますけれども、国際的な関係によって日々変わってきています。自民党の資料を見ますと、スクランブル発進も10年前の7倍というように、また御存じのように尖閣、そして竹島が占有されるというような事態が惹起をしています。国際的な特に安全保障環境ということでいえば、大きく変化をし、先ほど御紹介をした昭和47年、56年の考え方からは大きく変化をしているということは自明であろうと思います。

そうした流れの中で、平成25年には国家安全保障戦略が改定をされています。その中で、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ国際社会の平和と安定及び反映の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくということを国家の安全保障戦略として基本的な理念としてされています。平成25年12月の安全保障戦略であります。

このような国際的な安全保障の環境、また我が国の安全保障戦略に基づいて、その中にあってもなおかつ専守防衛、軍事大国にならない、そして非核三原則、そして中でもシビリアンコントロールのもとに我が国の防衛政策というものは展開されているということは、今回の法制を考える上でも何ら変更のないところであります。自衛隊に命令を下せるのは内閣総理大臣であり、防衛大臣であります。安倍さんが個人的に自衛隊に命令を出すということはありません。

そのようなことから、私は今回の法制が明らかに一見して憲法9条に違反をしているというふうには思えないということからも、この意見書というものについては、私は2つの論点から認識が違うということでもありますので、この意見書の採択については反対をさせていただきます。以上でございます。

○委員長　　そういうことでございます。

続きまして各委員さんにも御意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　　先ほどの請願者の方からの趣旨はよくわかりましたので、大まかに言って先ほどの幅委員と重複する部分が若干あると思いますけれども、

総体的に自分の意見を述べさせていただきたいと思います。

今、安保法制、大きく変えようとしている。こうした大きな理由なんですけれども、これは何回も言われておって、皆さんも御承知であります、1つは4月の日米首脳会議での同盟強化と、国際安全保障環境の悪化を踏まえてのさまざまな危機に備えての抑制力向上の必要性ということが上げられております。この抑制力の向上の必要性ということなんですけれども、これはいつも言われていきますように、中国の軍事増強や海洋進出、北朝鮮の核ミサイルの開発などで、朝鮮半島の有事が日本に波及する場合には、弾道ミサイルや大量破壊兵器がなかった時代と比べて、今はその脅威が格段に増しているということをおも委員も言われておりました。それを未然に防いで対処するためには、憲法の範囲内で自衛隊の役割を拡大して、日米同盟と国際連携を強化して抑制力を高める法案が必要になったということで、今回のこういう改正案に至っておるということでございます。

日本国憲法第13条においては、自由及び幸福追求に対する国民の権利が記載されております。こうした国民の権利を守るためには、我が国が侵略されず独立を維持していることが前提条件なわけですね。外からの攻撃や脅迫を排除する適切な自衛力の保持と行使が不可欠であると思っております。政府は、国民の生命、そして安全を守ることが義務である以上、そのためには必要な法的基盤をつくることもまた義務と考えているところでございます。

また、国際協調主義の精神にも鑑みて、これは憲法に規定があつて、言われていますように憲法の前文では、我々は、いずれの国家も、自国のことに専念して他国を無視してはならないと書かれております。こうしたことから、国際社会の平和と安全を考える際にも、もしも日本が自国のみのことに専念して他国を無視すれば、それは憲法の精神に背くと考えております。つまり政府は、国民の安全を守ることと、国際協調主義を实践する必要があると考えての改正でございます。

いずれにいたしましても、法改正を経たとしましても、集団的自衛権の一部行使に関しても、あるいは国際平和協力活動に関しても、日本の安保法制は世界で最も厳しい制約があるところでございます。自衛隊員の安全が確保されなければ自衛隊を海外に派遣することはできないし、また自衛

隊の装備や能力に応じて、あくまでも危険な戦闘地域には行かないこととなっております。今よりも自衛隊活動領域は広がりますが、それでも自衛隊員の安全に最大の配慮をした上での改正案の内容となっていると考えるところでございます。

しかしながら、法改正にあつては、国際社会に対して政府は、日本がこれまでと同様に専守防衛と平和主義に徹している、このことをしっかりと訴えるとともに、どのように場合に自衛隊が参加可能で、どのような場合に不参加なのかを深く理解すると同時に、同盟国のアメリカを中心として、それを国際社会に対してきちんと伝えるということも必要となってきます。

国際憲法にある一般的な集団的自衛権の行使は、同盟国が戦う場合においては応援に駆けつけるという性格のものでございますが、今、国会で審議されている集団的自衛権の行使は、日本を守ることに結びつけた極めて特殊な考え方であつて、アメリカ政府に正確にこれを伝えていかないと、行き違いが生じる危険も生じてきます。

また、それぞれの国によって国内法制や経済規模、歴史的経緯、戦略環境が異なっておりますので、必要な安全保障政策も異なってきます。したがいまして、これから日本がどのような安全保障文化を持っているのか、それをどのような方向で育てていくのか、政治家や国民がしっかりしていかなければなりません。法律に基づいて、今回、時の内閣が現場の状況や国際状況を踏まえて政策判断することは、私はいたし方ないと思うところでございますが、国会などでもしっかりとこれを議論していく必要があると考えているところでございます。

今までちょっと述べさせていただきましたけれども、総合的に判断して、憲法前文や13条に定める生存権や幸福追求の権利が損なわれないように、日本の存続が脅かされ国民の権利が根底から覆される明白な危険がある存立危機事態に陥った場合には、集団的自衛権の行使が必要と私は考えております。そして、今回の法案が成立することとなると集団的自衛権の行使可能によって、かえって武力紛争抑制力が高まって、日本の安全は今以上に高まると私はちょっと考えております。

最後になりますが、戦後70年たって今の日本は平和で豊かでございます。

私たちは発言する自由があって、戦争をするかしないかを定める権利もあります。70年前の日本人にはなかったものでございます。同時に私たちには責任もあります。日本の安全を守るだけでなく、どのような世界を築いて守りたいのか、そしてその中で日本はどのような役割を果たしていくのか、こういったことも私たち一人一人がこれからは真剣に考えていく時期に来ているということを最後につけ加えさせていただきます、私の意見とさせていただきます。以上でございます。

○福田委員　それぞれ委員の皆様方、勉強されてきて、いろんな言葉で言われておりますけど、僕はそう頭がよくないんですけれども、日米安保条約を破棄しない限り、集団的自衛権はノーとは言えない、これに尽きると思います。以上です。

○稲山委員　いろいろといい意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。この問題は本当に非常に難しい問題だなという気でいっぱいでございます。その中で、いろいろ言われております憲法違反、憲法学者がいろいろ言われた中で違反だという数が多いという中にでも、これは合憲だという判断をされている憲法学者もいる中で、日本国は三権分立ということでございますので、この問題については最高裁がきちっと判断するべきものだというふうに私は思います。

その中で、先ほど砂川事件の問題もありましたけれど、基本的には米軍が駐在するといった問題の中での発言でありましたのであれですけど、その中で最高裁は自衛権は何ら否定されないといった解釈をしているのも事実であります。

また、森さんが言われた憲法9条があるから今まで日本は平和だったんだといった御発言があります。確かに、この憲法9条というのは、世界でただ一つの非常にいい、戦争放棄といったことで、私もこの憲法9条に対しては、絶対にこれからも守っていかなければならないと思いますけれど、ただそれがあったから平和であったんだということではないと思います。世界情勢の変化だとかいろいろな問題がかみ合って、日米安保条約とか、いろいろな案件があったからこそ、今こういった平和な時を迎えられていると思います。

その中で世界情勢がこれほど急激に変わっている今の時代、北朝鮮の問題、

また中国の尖閣諸島の問題、いろいろの問題が今、勃発している中で、集団的自衛権の問題として、ただ戦争放棄1点のみでいったらいいのかといったことも考えの中では少し不安はよぎるのも事実であります。ですから、憲法9条のもと、本当に限定した武力行使がどこまでできるかといったことを国の中できちっとした議論をしていただきたいかなと思っております。

自衛隊のリスクについても、基本的に日本は今、自衛隊は志願兵でございます。軍隊とみなすなら、志願兵として自衛隊のほうに行って入隊をしていただいております。そんな中でリスクを伴うのは当然のことであって、警察官、自衛隊、消防職員、全てがリスクを伴った職業でありますので、これについて、リスクが高まったから徴兵制が生まれるんだといった判断も、ちょっと行き過ぎた判断ではないのかなと思うわけであります。

そんな中で、先ほど幅さんも、伊藤委員さんもいろいろ言われましたので、この辺で意見はとどめさせていただきますけれど、日本政府は今、本当に慎重審議をしております。そんな中で、反対ありきの請願というのは、私はここで出すべきではないと思っております。そして、慎重審議の中でも、先ほど陳述された方が、慎重審議の中での法案の廃案といったことを言われましたので、慎重審議の法案に対しての意見書も私は反対をさせていただきたいと思えます。以上です。

- 古池委員　いろいろ意見は出尽くしたかと思いますが、今の法案に対しまして、憲法違反であるとか、それから反対だとか、賛成だとか、いろいろ憲法学者自身がおっしゃってみえるわけでありますので、我々がどうこうするということについては、それぞれの個人的な見解になるということになります。今の法案の柱となるのは集団的自衛権の行使云々というようなことであるかと思えます。現在まだ憲法学者が反対・賛成というような意見の最中ではありますが、国会の場で国民に対しまして理解が十分できるような、もっと具体的な説明がまだまだ不足しているというふうに思うわけでありますので、しっかりとその辺のところを説明、自衛権の限定的な行使ということにつきまして十分な説明をしていただいて、これからしっかりと審議していただくということが絶対に必要かと思えます。

現実には、きょうの意見書の採択につきましては、集団的自衛権を柱とし

た行使云々につきましてのところを十分に説明されるということをお願いしまして、あくまでも関連法案に反対する意見書ということにつきましては不採択というふうな考えでありますので、その辺のところ、よろしく願いいたします。

- 森委員　さっき幅さんがいっぱい言われたので、なかなか全部がメモし切れてないわけですがけれども、集団的自衛権の行使について国連の決議でもという話ですけど、幅さん自身も言われたように、それは権利はあるけれども、日本がこれを行行使することは憲法上許されない、これが正式見解だというふうに思うんですね。憲法学者がいろいろ言っているとほかの方も今言われましたけど、実際には、国会で菅官房長官が賛成の憲法学者ということで名前を上げたのは3人ぐらいで、とにかく220人を超える憲法学者の皆さんが反対ということを確認に言っておられます。

ですから、そういうのを今回そのまま強行するのかということだと思し、砂川事件に至っては、皆さんの中からもありましたけれども、ここで集団的自衛権を認めるとか認めないとか、そういう判断そのものをしていないというのは明白なことで、しかもこの時代の判例を持ち出さない限り、憲法違反ではないと言い切るとのこと自身も、随分苦し紛れの話だというふうに思います。

それで、新3要件の話がありましたけれども、新3要件というからには旧3要件があるわけで、旧3要件でいけば、我が国に対する急迫不正の侵害があること、いわゆる日本が武力攻撃を受けた場合に限定するということですよ。それが新3要件では、我が国に対する武力攻撃、または密接な関係の他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることと言っているわけで、この根底から覆される明白な危険という、これは一体どういうことなのかということで、今、国会で追及をされると、ホルムズ海峡という話が出てくるわけですね。それしか説明ができない状況になっていて、ホルムズ海峡を認めたら、これは内閣法制局長官が言っていることですが、それを認めたら世界中で自衛隊が活動できる、可能だよということになってしまいうわけですよ。周辺ではなくて、ホルムズ海峡で事態が起きたのが日本に

直接明白な危機にあるかどうかということからすれば、実際のことからいったって明白なわけであって、そういうことからすると、一つ一つ国会で追及されて、指摘をされて、そして答弁をされる。その答弁された内容が、とても今の議論に耐えられない議論になってきているということだというふうに私は思います。

名誉ある地位を占めたいとか、いろいろありましたけど、名誉ある地位というのは、日本が平和国家としての歩みを続けることによって名誉ある地位が国際的に保障されるということになるというふうに思います。

○委員長　　よろしいですか。

手短にお願いします、もしあれば。

○幅委員　　今、皆さん言われたみたいに、この問題は基本的に国会で議論を慎重審議されるということが私は全てだろうというふうに思います。

1つだけ、安全保障政策と今回の法的なこと、また憲法の判断というのがごちゃごちゃになっているところが、自民党の資料なんかを見ても思います。安全保障政策というのは時々刻々変わるものですから、時の政府がきちっと判断をするということが前提になると思います。法的なことと安全保障政策というのは、どこかで線を引いてきちっと分けて考えるということ。中には安全保障戦略そのものを議論しているようなところがあるように思いますので、そういった議論はきちつきちっと分けて、国会でもそうですし、我々も見えていかないといけないというふうには感じております。済みません、以上です。

○山委員　　先日、与党の幹部の方が、憲法学者の言うとおりにしていたら、日本の平和と安全が保たれたのか疑わしいというような発言をされたと思うんですけど、きょうも憲法学者、研究者の話がたくさん出ておりますけど、振り返りますと戦後70年間、アメリカと日本は同盟国だということで、たびたび軍事的な貢献を要求されてきたわけでありまして、私の記憶にあるのは、湾岸戦争ですとか、あるいはアフガン戦争とか、またイラク戦争だったと思います。しかし、それ自体は、それぞれ問題だと思うんですけども、その都度議論されてきて、特別措置法という形で立法されて議論してきたわけなんですけれども、最後の一線のところで踏みとどまっていて、海外の戦争に

積極的に加担することはなかったというふうに認識をしています。平和国家を維持したきたのは憲法、特に前文、9条があったおかげではないかなというふうに思っております。

今回、市議会の中で安全保障法制、私たちは戦争法案と呼んでいますけれども、この議論が非常に難しい議論、大変難しい問題だなということを改めて認識しているわけでありましてけれども、市議会議員であっても市民の皆さんの命を守るという責任は課せられているわけですので、ぜひそういった点を酌み取って、この請願を前向きに皆さん御判断いただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○委員長　　今、各委員さんの御意見を頂戴いたしました。私も立場上、委員長としては余り発言をしかねますけれども、せっかく全員話されて、私も一言もということではいけませんので、極力フラットな感じでお話し差し上げたいと思いますので、じゃあ委員長を交代します。

○伊藤委員　　委員長を交代させていただきました。

それでは鈴木委員、意見ををお願いします。

○委員長　　今、各委員さん、それから陳述人さんの声を聞いて、もっともだなという部分と、認識というか基本論をはっきり、問題点を整理していかないと、本当に憲法論議ということになるかと思えますけれども、長くは申し上げませんが、集団自衛権をどう捉えるかということが、今回の憲法学者においても論点だと思うんですね。これが一つの憲法9条下に逸脱するところの部分でなっていると言うんですけど、私も思うんです。この憲法9条は当然平和を守っている根幹の法律であるということは尊重すべきである。この点に立脚して、しかし制限なき際限なき集団自衛権の容認というのはいかななものかと思えますので、今回、新3要件という歯どめをかけて、一定の専守防衛、自国を守るという、それからきょうは言いませんけど、新3要件の自国防衛という点において、憲法9条下、ちょっと誤解はあるかもしれませんが、個別的自衛権に極めて近いものである。そうしたあくまでも自国防衛のための要件であるという視点で、今回、国会の安全保障問題が、すぐ戦争に道を開くとか、戦争法案であるとか、そういうちょっと飛躍した物言いはいかなものかと思うところでございます。1点は今の国

際情勢、他国からの具体的、現実的な今対応を求められている。そういうときに現実的な対応をする中で、憲法9条下、どこまで憲法を遵守して対応できるか、そのところが今回の安保法制の一つの肝ではないかなあという気がするんです。ですから、憲法論議も大事ですけども、憲法論議をして現実をどのように調整して、今の現行の9条下で容認していくかという、そういう一つの新たな取り組みがあったというふうに私は思っています。

話し出しますと長くなりますけれども、そういった格好で、今の安保法制というのは、現実には即した、また憲法9条下において容認できる、そういう方向での論議かと理解しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○伊藤委員　かしこまりました。それでは、委員長を交代させていただきます。

○委員長　それでは、委員長がかわりました。

今、各委員さんの御意見を頂戴したわけでございます。これで御意見もお伺いしましたので、これをもって御意見を頂戴するのは終結いたしたいと思っております。

暫時休憩します。

午後2時37分　休　憩

午後2時39分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第3号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手少数でございます。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、年度調査事項等を協議していただきますので、資料配付のため暫時休憩といたします。

午後 2 時 41 分 休 憩

午後 2 時 50 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

---

### 年度調査事項等について

○委員長 年度調査事項等ということで、皆様のお手元に資料配付がされたと思いますが、それをちょっと見ていただきながら、今年度の当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等をお決めいただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会及び企画総務委員会の年度調査事項と視察調査先を、今申しあげましたように一覧表にしてお配りしてありますので、参考にしてください。

ちょっと見ていただいて、平成22年度から平成26年度までが書かれていますので、こんな格好で調査事項ということで進めてまいりました。

それでは、最初に年度調査事項を議題としたいと思います。

御意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○山委員 この前の市長さんの施政方針の中にも事業仕分けというようなこととおっしゃっていましたが、行政改革ということだと思いますので、行財政改革とか行政改革みたいなことを入れていただいたらありがたいなと思うんですけど。

○委員長 事業仕分けの中での行財政改革という。行政改革で、それで全部入りますかな。

どうですか、今、山委員さんのほうからそういう御提案がございましたけれども。

ただ言えることは、昨年もこれを見ると、1つテーマを入れかえしてふやしているということで、これを入れると9になるということですので。違うのか。

[発言する者あり]

○委員長 空き家条例は、昨年度までは当委員会だったけど、今年度からはほかのところへ行くと。そうすると、この8つということよろしいですか。

何かお気づきの点がございましたら。

- 山委員　　今、過年度の一覧表を見ておりましたら、消防行政とあるんですけど、5年間ずっと入っているんですけど、広域の消防の問題とかの、指令設備の統一はやるんですけど、一段落してきたんで。
- 委員長　　外してもいいんじゃないかという。
- 山委員　　その他のところでカバーできるかなと。
- 委員長　　この消防行政が入っていたというのは、そういう広域でのことが念頭にあってのテーマ選びだったのかなということなのかな。

[発言する者あり]

- 委員長　　じゃあ、これはそのまま残すということで。  
　　じゃあ、今回は何か抜くというか、その他に集約するという考え方はなしでよろしいですか。
- 幅委員　　中野議員さんからもあったんですけど、マイナンバーカードの導入で、情報漏えいというのが一番心配だという声が多いと思うんですけど、情報漏えいとか個人情報の管理というものも含めて、このマイナンバーカードについてというのをもうちょっと広げて、情報管理というか、セキュリティーというか、そういうものとしてつけていただければなあと思います。
- 委員長　　そうすると、マイナンバーカードに包含されておるけど、括弧してセキュリティーだとか情報とか、そういうことをあえて付してもらったほうがいいのかということですか。

　　広く言うと、マイナンバーカードには、そういったことは必須項目として当然入ってくるんだけど、なおかつ表記したほうがいいと。

　　どうですか、ほかの委員さん、御意見。

[挙手する者なし]

- 委員長　　じゃあ、そういう御意見ですので、御当局のほうもそういった意味合いでの、今回、調査事項の中でのマイナンバーカードということで、じゃあこのマイナンバーカードについての括弧の横に情報管理。何がいいんだろう、適切な。情報管理なのか、セキュリティーなのか。  
　　じゃあ、こちらのほうで適切に決めさせてもらいますので、よろしく願いいたします。

あと何か御意見、ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　じゃあ、確認する意味で申し上げてまいります。

1番目、マイナンバーカードについてということの研究いたします。あと情報管理ということでの、そういったような注釈をつけるという格好でございます。2点目が公共施設マネジメントについてということでございます。それから、3点目が収納・滞納対策についてでございます。4点目が消防行政についてでございます。5点目が地域・市民協働の取り組みについてでございます。6点目が、防犯・防災（危機管理）・交通安全対策についてでございます。そして、7点目に行財政改革ということで、今回入れさせていただきます。そして、8点目にその他、当委員会の所管する事項ということで、今年度の調査事項としてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○森委員　ことし、それこそ総合計画の策定が大きなテーマになっていくじゃないですか、これから3年間。だから、ちょっと早目に、そういう取り組みをしているところがあれば、そういうことも入れてもらえるといいかなあと思いますけど、なかなかいっぱいだね。

○委員長　その他というところで読みかえていただければと思いますけど。

○森委員　じゃあそうしましょう。

○委員長　ほかに御意見、よろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　じゃあ、そういうことで御意見も尽きたようでございますので、今、申し上げたような調査事項ということでしますので、改めてこれで御異議ないでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　じゃあ、このように進めさせていただきます。

今、決定いたしました事項を、会議規則111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

行政視察調査日程について

○委員長　　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　　お配りしました資料の裏面に2ページがございますので、お願いいたします。下段のほうに記載がありますが、他の日程の都合上、案といたしましては、10月13日火曜日から10月16日金曜日までの1案と、10月20日火曜日から10月23日金曜日までのもう1案、この2つの案の中から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔「B案」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　B案ってこれか。後半ということやね。私も前半、ちょっとありますので、みずから言うと恐縮でしたもんですから、B案ということは喜ばしいんですが。

じゃあそういうことで、10月20日火曜日から10月23日という日程で、今年度の総務委員会の行政視察を実施してまいりたいと思います。

そして、このB案の中から何泊何日で実施するか、そういうことについてお伺いしたいと思います。従来どおりですと2泊3日というのが、それよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　じゃあ2泊3日ということで、10月20、21、22、23、この間で調整してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔発言する者あり〕

○委員長　　それでは確認のために、B案で2泊3日で行政視察を実施してまいりたいと思います。詳細については、今後またこちらのほうにお任せ願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

### 行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題としたいと思います。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお

お願いしたいと思うところですが、どこか御推奨のよい候補地がありましたら、ここでまた述べてもらえればと思うところなのでございますが。

それじゃあ、今すぐと言われてもなかなか出ない場合もありますので、委員長なり副委員長のほうに、またこんな格好でというのがありましたら、御希望、御要望を出していただきたいと思っておりますので、それをもって正・副委員長と協議しまして、皆さんの意見を頂戴して進めてまいりたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　じゃあ、そういう方向で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長　もし今あれば。

〔発言する者あり〕

○委員長　7月中ぐらい。でないと、どこかに決まったときに、向こうにしないと、大体2カ月ぐらい前でないと。

〔発言する者あり〕

○委員長　早いほうがいいね。

〔発言する者あり〕

○委員長　7月半ばまでに、もし御希望の視察地があれば、項目も含めて、委員長、副委員長のほうに御連絡願えればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そういうことで、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今申し上げましたような方向で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

### 今年度の当委員会の研修会について

○委員長　それから、続きまして今年度の当委員会の研修会、これは毎年やっておりますけれども、この議題としたいと思いますが、研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談を差し上げたいと思います。

[発言する者あり]

○委員長 5万円ですわ。参考までに、前だと合同でやった場合もあるんですけど、ほかの委員会と。今回、どうするかということも含めて、まず日程、テーマ、それから講師ということをどのような、あればいいかと思うんですが。

日程的には、議会や、会議や、視察がないところで開催するという事なんですけれども、早目に、もし講師を呼ぶということになれば、それなりに都合もあると思いますので、もしわかれば、こんなようなもし当委員会だけでやっていくとなればテーマを決めて、何か適切なテーマを情報収集していくと、皆さんの御意見を頂戴していくということも。

[発言する者あり]

○委員長 もし、そうはいうものの、委員さんの中で、特にこういったこととあれば、一つのこの委員会の意見として申し述べることができるので、今、集団的自衛権と言われましたけれども、それ以外にも何か、これは大事な部分だなというのがあればいただいて、ほかの委員会とする上でも、実はこんな意見も出ているということ、普遍的な部分も出てきますから、ほかのところと。そんなところも含めて。

なかなか今すぐ出てこないかと思っておりますので、この件も、御意見提案とか、また情報ですね、そういうものがございましたら、また先ほどの視察と同じようにお教え願えればと思うところがございますけれども。

いずれにしても、今の案件については9月の委員会の折に最終的に皆様の御意見、御提案を踏まえて改めて御相談したいと思っております。さりとて早目のほうがいいにこしたことございませんので、確認の意味で、またお世話をかけますけど、よろしく願いいたします。

○森委員 いつも1月とか2月にずれ込んじゃう。何のために予算をつけているかわからなくなっちゃうので、遅くても11月ぐらいにやれるように準備をしていかないと、ことしの委員会の活動に反映されなくなっちゃうので、そういうつもりで私たちも考えて。

○委員長 年内開催を目指すと。

○森委員 9月は議会、12月も議会があって、10月は視察があってというこ

とになると、11月とか、そのころにまた懇談会があるとか、いろいろあるけど、そのくらいでやっていかないと、せっかくの予算が生かされなくなっちゃうんで。

- 委員長　今、森委員さんの言われたことも、確かにそのとおりのところがありますので、一遍、どこかで各委員長さんとりながら、そういった調整もまた、根回しをよろしくお願いします。

それでは、以上で本日の委員会の議題は全て終了しました。

きょうは本当に午前から精力的というか、議論百出というか、いろんなメニューできょうは終わることができました。本当に御協力、ありがとうございました。また、御当局の方も、長時間ありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 3 時 09 分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 鈴木 貢